

(参考資料1) 中小 M&A の主な手法と特徴

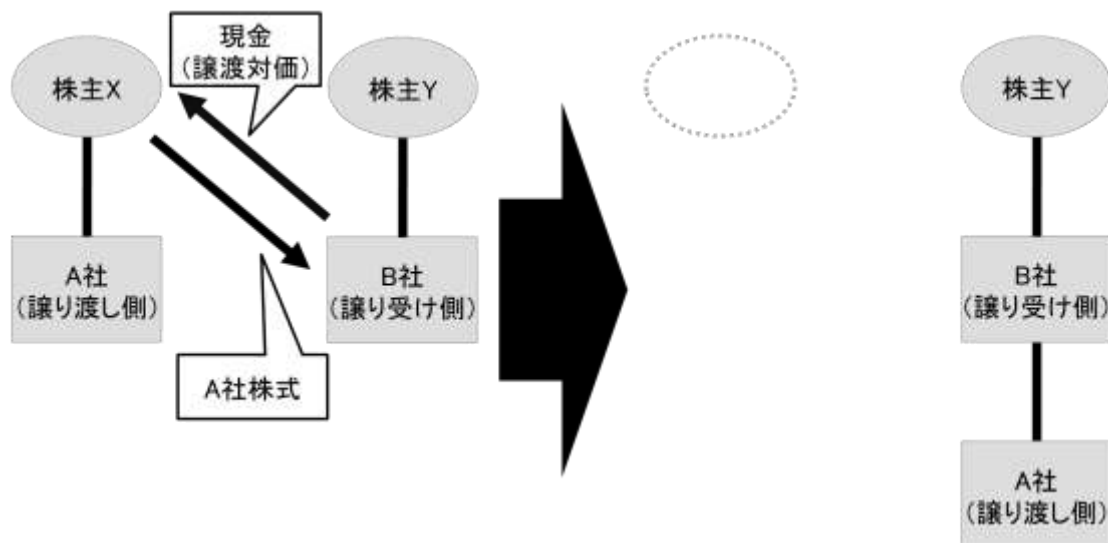
中小 M&A で用いられる主な手法と特徴は以下のとおりである。

(1) 株式譲渡

株式譲渡とは、譲り渡し側の株主(下図の X 株主)が、保有している発行済株式を譲り受け側(下図の B 社)に譲渡する手法であり、譲り渡し側(下図の A 社)を譲り受け側の子会社とするイメージである。

譲り渡し側の株主が変わるだけで、会社組織はそのまま引き継ぐ形となり、会社の資産、負債、従業員や社外の第三者との契約、許認可等は原則存続する。また、手続も他の手法に比べて相対的に簡便であると言える。

ただし、未払残業代等、貸借対照表上の数字には表れない簿外債務や、紛争に関する損害賠償債務等、現時点では未発生だが将来的に発生し得る偶発債務もそのまま引き継ぐことになる。また、賃貸借契約等についてのチェンジ・オブ・コントロール条項(「用語集」参照)の定めがある場合には、当該契約等の継続のために事前に賃貸人等との協議や交渉が必要になることがあるため、注意が必要である。



※B 社が A 社の単独株主 X から A 社の全株式(100%)を譲り受けた場合を想定

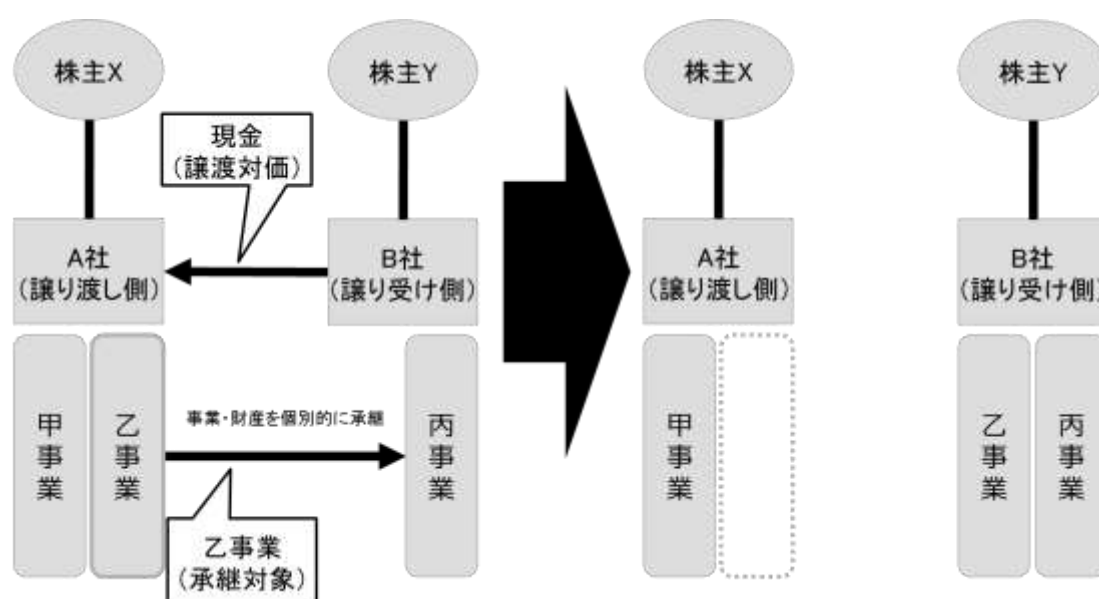
(2) 事業譲渡

事業譲渡とは、譲り渡し側(下図の A 社)が有する事業の全部又は一部(土地、建物、機械設備等の資産や負債に加え、ノウハウや知的財産権等も含む。)を、譲り受け側(下図の B 社)に譲渡する手法である。

資産、負債、契約及び許認可等を個別に移転させるため、債権債務、雇用関係を

含む契約関係を、一つ一つ、債権者や従業員の同意を取り付けて切り替えていかなければならず、譲渡する資産の中に不動産を含むような場合には登記手続も必要となる。また、許認可等は譲り受け側に承継されないことが多く、その場合には譲り受け側で許認可等を新規に取得する必要がある。事業譲渡の手法を選択した場合には株式譲渡に比べて手続が煩雑になることが一般的であるが、個別の事業・財産ごとに譲渡が可能なることから、事業の一部を手元に残すことも可能となる。

譲り受け側にとっては、特定の事業・財産のみを譲り受けることができるため、簿外債務・偶発債務のリスクを遮断しやすいというメリットがある。



※B 社が A 社の一部事業(乙事業)を譲り受けた場合を想定

(3)その他の手法

以上の他にも、以下のような手法が採用されることがある。

ア 会社分割

会社分割とは、会社法が定める組織再編の手続の1つであり、会社の事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割し、他の会社(又は分割に伴い新たに設立する会社)に包括的に承継させる手続である。

会社分割においては、「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律(労働契約承継法)」によって、一定の要件を備えた場合には、原則として雇用が確保される。

また、許認可等についても、個別の各種業法等によりそのまま引き継がれるケースもある。

なお、原則として、会社分割につき債権者が異議を述べることができる期間を1か

月以上設けること(債権者保護手続)を含む会社法上の所定の手続等を要するため、そのための時間的余裕や費用等を要することがある点には注意が必要である。また、登記手続も必要であり、会社分割を行った旨は履歴事項全部証明書にも記載される。

イ 合併

合併とは、会社法が定める組織再編の手続の1つであり、譲り渡し側の権利義務の全部(会社の全ての資産、負債、契約等)を他の会社(又は合併に伴い新たに設立する会社)に包括的に承継させ、譲り渡し側は消滅する手続である。

法的に一つの法人となることから結合は強くなる。また、許認可等についても、個別の各種業法等によりそのまま引き継がれるケースもある。一方で、組織内における雇用条件の調整や、事務処理手続の一本化等を要することがあり、また簿外債務・偶発債務にも注意する必要がある。

なお、原則として、合併につき債権者が異議を述べることができる期間を1か月以上設けること(債権者保護手続)を含む会社法上の所定の手続等を要するため、そのための時間的余裕や費用等を要することがある点には注意が必要である。また、登記手続も必要であり、合併を行った旨は履歴事項全部証明書にも記載される。

ウ 業務提携・資本提携

業務提携とは、企業間で業務上の協力関係を築く手法(共同物流や資材の共同調達、商品の共同開発等)であり、事業承継に向けた第一歩と位置付けられる。他方、資本提携は、業務提携の強化や資本増強等のために、一定の限度で相互の株式を持ち合うことや、一方の会社の株式の取得、第三者割当増資等を行う手法である。

業務提携や資本提携は、一定の提携を足がかりにして、両者の融合を図りつつ、徐々に事業承継を進めていくような場合に活用可能な手法である。

※ 譲り渡し側である債務超過企業において事業譲渡や会社分割を活用するような場合には、収益性の高い優良な事業だけを別会社(第二会社)として切り出し、残された不採算部門を特別清算等の手続により整理する「第二会社方式」による対応も可能である(ただし、譲り渡し側の債権者の同意が必要である。)。

※ 以上の他にも、会社法上の組織再編の手続である株式交換、株式移転や(令和元年12月11日に公布された改正会社法により認められた)株式交付といった手法に加え、各種手法を組み合わせることもあり得るが、本資料では主に利用される手法のみの紹介に留めることとする。

(参考資料2) 中小 M&A の譲渡額の算定方法

中小 M&A では、(1)「簿価純資産法」、(2)「時価純資産法」又は(3)「類似会社比較法(マルチプル法)」といったバリュエーションの手法により算定した株式価値・事業価値を基に譲渡額を交渉するケースが多いが、事例ごとに適切な方法は異なるため、相談先の支援機関に相談の上、事例に即した適切な方法を選択することが望ましい。

また、算出された金額が、必ずそのまま譲渡額となるわけではなく、交渉等の結果、(1)又は(2)で算出された金額に数年分の任意の利益(税引後利益又は経常利益等)を加算する場合等もあり、当事者同士が最終的に合意した金額が譲渡額となるという点は理解されたい。

○中小 M&A で用いられるバリュエーションの主な手法と特徴は以下のとおりである。

(1) 簿価純資産法

簿価純資産法とは、貸借対照表の純資産が株式価値となる手法である。譲り渡し側経営者をはじめとする関係者にとってイメージがしやすく、コストをかけずに株式価値を算定できるメリットがある。

他方、帳簿価額(簿価)と時価が大幅に乖離している場合や簿外資産・負債がある場合等は、本来の株式価値を表していないこともある。

○簿価純資産法のイメージ

1. 簿価純資産の算出

貸借対照表	
資産 600	負債 200
	純資産 400
貸借対照表(簿価)	
資産(簿価)	600
負債(簿価)	▲200
簿価純資産 400	

---①

2. 株式価値の算出

①簿価純資産400	=	株式価値 400
-----------	---	----------

(2)時価純資産法(修正簿価純資産法)

時価純資産法とは、貸借対照表の資産・負債を時価評価(例えば、棚卸資産の場合、実在性や評価の妥当性等を検証して、時価評価を行う)し、また、貸借対照表に計上されていない簿外資産・負債(例えば、保険の解約返戻金や退職給付債務等)も時価評価して算定した純資産を株式価値とする手法である。

譲り受け側にとって対象企業(譲り渡し側)の実態を把握するためには有効な手法である一方、時価の算定等にコストや時間を要するケースがある。

このため、中小 M&A においては、資産・負債の全てを時価評価するのではなく、株式価値の評価への影響が大きく、比較的時間が把握しやすい不動産や有価証券といった一部の資産・負債のみ時価評価する「修正簿価純資産法」を用いるケースも多い。

○時価純資産法のイメージ

1. 時価純資産の算出

貸借対照表			
土地の含み損 ▲100	資産 600	負債 200	役員退職金 ▲50
保険の解約返戻金 +20		純資産 400	
繰延税金資産 +39			

修正貸借対照表(時価)	
資産(簿価)	600
土地の含み損	▲100
保険の解約返戻金	+20
負債(簿価)	▲200
役員退職金	▲50
繰延税金資産	+44
時価純資産 314	

※実効税率は34%と仮定

--- ①

2. 株式価値の算出

①時価純資産314	=	株式価値 314
-----------	---	----------

＜参考＞時価純資産法(又は簿価純資産法)に数年分の利益を加算する場合

時価純資産法(又は簿価純資産法)により算定した純資産に、数年分の任意の利益を加算した金額を譲渡額とする場合もある。

なお、加算対象とする利益の種類(税引後利益又は経常利益等)及び年数(通常1年～3年)は事例ごとに異なり、交渉によって決まるケースが多い。

○時価純資産法に数年分の利益を加算した場合のイメージ

1. 時価純資産の算出

貸借対照表			
土地の含み損 ▲100	資産	負債 200	役員退職金 ▲50
保険の解約返戻金 + 20	600	純資産 400	

修正貸借対照表(時価)	
資産(簿価)	600
土地の含み損	▲100
保険の解約返戻金	+ 20
負債(簿価)	▲200
役員退職金	▲50
時価純資産	270 --- ①※

※(2) 同様に税効果を考慮する場合もある。

2. 加算する利益の計算

損益計算書		
役員保険 ▲5	費用 180	売上 200
	利益 20	

修正損益計算書(時価)	
売上高	200
利益	20
役員保険料の減額	+ 5
修正利益	25

修正利益 25 × 3年分 =	75	--- ②
-----------------	----	-------

3. 譲渡額の算出

①時価純資産270	+	②加算額 75	=	譲渡額 345
-----------	---	---------	---	---------

(3)類似会社比較法(マルチプル法)

類似会社比較法(マルチプル法)とは、対象会社(譲り渡し側)に類似した上場会社の企業価値(EV:エンタープライズバリューの略称)及び財務指標から算定した評価倍率(EV/財務指標)を基に、対象会社の株式価値を算定する手法である。評価倍率を算定するための指標として「EBIT」「EBITDA」「PER」等があるが、中小 M&A においては、EBITDA(イービットダーやイービットディーエーと呼ぶ。)を用いた手法(EV/EBITDA 倍率法)が多く用いられるため、以下ではこの手法について説明する。

EV/EBITDA 倍率法とは、譲渡代金(譲受代金)を EBITDA(簡易的に「営業利益+減価償却費」で算定をするケースが多く、「償却前利益」とも呼ばれる。)の何年分で回収できるのかを、類似上場会社から算出し、対象会社の株式価値を算定する手法であり、具体的には以下の算式で算出する。

株式価値 = EBITDA × EV/EBITDA 倍率 - 純有利子負債(有利子負債-現預金)
※中小企業は上場会社と比し、株式の流動性が低い点を考慮し、30%程度ディスカウント(非流動性ディスカウント)するケースもある。

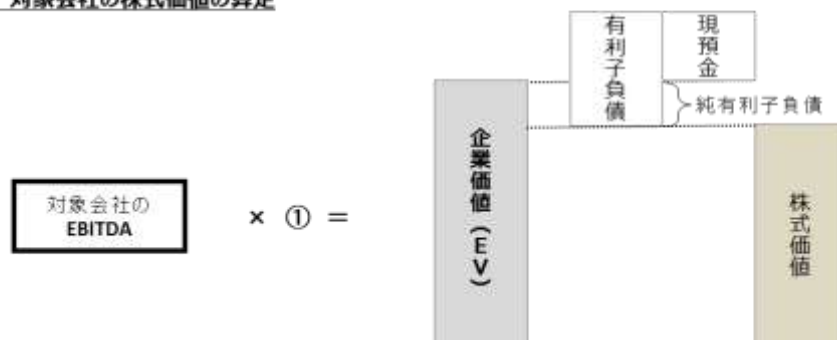
なお、EV/EBITDA 倍率法は、上場会社に比準して、株式価値を算定することから比較的客観性の高い手法であるが、選定する上場会社等が適切か否かは注意する必要がある。

○EV/EBITDA 倍率法のイメージ

1. 類似上場会社のEV/EBITDA倍率の算定



2. 対象会社の株式価値の算定



(参考資料3)事業承継・引継ぎ支援センター連絡先一覧

センター名	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-0001	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター 6階	011-222-3111
青森県	030-0801	青森県青森市新町2-4-1 青森県共同ビル 7階	017-723-1040
岩手県	020-0875	岩手県盛岡市清水町14-17 中圭ビル	019-601-5079
宮城県	980-0802	仙台市青葉区二日町12-30 日本生命勾当台西ビル 8階	022-722-3884
秋田県	010-0951	秋田県秋田市山王二丁目1-4 O 田口ビル 5階	018-883-3551
山形県	990-8580	山形県山形市城南町1-1-1 霞城セントラル 13階	023-647-0663
福島県	963-8005	福島県郡山市清水台1丁目3 番8号 郡山商工会議所会館 403号	024-954-4163
茨城県	310-0801	茨城県水戸市桜川1-1-25 大同生命水戸ビル9階903	029-284-1601
栃木県	320-0806	栃木県宇都宮市中央3-1-4 栃木県産業会館 7階	028-612-4338
群馬県	379-2147	前橋市亀里町884-1 群馬 産業技術センター内	027-265-5040
埼玉県	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3 -17-15 さいたま商工会議所 会館 4階	048-711-6326
千葉県	260-0013	千葉県千葉市中央区中央2- 5-1 千葉中央ツインビル2号 館 12階	043-305-5272
東京都	100-0005	東京都千代田区丸の内3-2 -2 丸の内二重橋ビル 6階	03-3283-7555
東京都 多摩	190-0012	東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル 12 階	042-595-9510

神奈川県	231-0015	神奈川県横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センタービル 12F	045-633-5061
新潟県	950-0078	新潟県新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル 19階	025-246-0080
長野県	380-0928	長野県長野市若里1-18-1 長野県工業技術総合センター3階	026-219-3825
山梨県	400-0055	山梨県甲府市大津町2192-8 アイメッセ山梨 3F	055-243-1830
静岡県	420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル7階	054-275-1881
愛知県	460-0008	愛知県名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル 6階	052-228-7117
岐阜県	500-8727	岐阜県岐阜市神田町2丁目2番地 岐阜商工会議所3F	058-214-2940
三重県	514-0004	三重県津市栄町1丁目891(三重県合同ビル5階)	059-253-3154
富山県	930-0866	富山県富山市高田527 情報ビル 2F	076-444-5625
石川県	920-8203	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2階	076-256-1031
福井県	918-8580	福井市西木田2丁目8番1号福井商工会議所ビル 8階	0776-33-8279
滋賀県	520-0806	滋賀県大津市打出浜2-1 コラボしが21 9階	077-511-1505
京都府	600-8565	京都府京都市下京区四条通室町東入 京都経済センター7階	075-353-7120
奈良県	631-0824	奈良県奈良市西大寺南町8-33 奈良商工会議所会館3F	0742-53-5888
大阪府	540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋2-8	06-6944-6257

兵庫県	650-0046	兵庫県神戸市中央区港島中町 6丁目1番地 神戸商工会議所 会館8階	078-303-2299
和歌山県	640-8567	和歌山県和歌山市西汀丁36 番地 和歌山商工会議所 5階	073-499-5221
鳥取県	680-0031	鳥取県鳥取市本町1丁目101	0857-20-0072
島根県	690-0886	島根県松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル 6F	0852-33-7501
岡山県	701-1221	岡山県岡山市北区芳賀5301 テクノサポート岡山	086-286-9708
広島県	730-8510	広島市中区基町5-44 広島 商工会議所ビル 7階	082-555-9993
山口県	754-0041	山口県山口市小郡令和1-1 -1 山口市産業交流拠点施 設4F	083-902-6977
徳島県	770-8530	徳島市南末広町5-8-8 徳 島経済産業会館1階 徳島商 工会議所内	088-679-1400
香川県	760-8515	高松市番町2丁目2番2号 高 松商工会議所会館 1階	087-802-3033
愛媛県	791-1101	愛媛県松山市久米窪田町487 -2 テクノプラザ愛媛別館1階	089-948-8511
高知県	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番3 2号 こうち勤労センター 4F	088-802-6002
福岡県	812-8505	福岡市博多区博多駅前2丁目 9番28号 福岡商工会議所ビ ル 8階	092-441-6922
佐賀県	840-0826	佐賀県佐賀市白山2丁目1番1 2号 佐賀商工ビル 4F・6F	0952-27-7071
長崎県	850-0031	長崎県長崎市桜町4-1 長崎 商工会館1F	095-895-7080
熊本県	860-0022	熊本県熊本市中央区横紺屋町 10番地 熊本商工会議所 5 階	096-311-5030
大分県	870-0026	大分県大分市金池町3-1-64 大分県中小企業会館 5階	097-585-5010

宮崎県	880-0811	宮崎県宮崎市錦町1番10号 KITENビル 7階	0985-72-5151
鹿児島県	892-0842	鹿児島県鹿児島市東千石町1 番38号	099-225-9550
沖縄県	900-0015	沖縄県那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル5階	098-941-1690

(参考資料4) 中小 M&A の事例

(1) 小規模企業・個人事業主において中小 M&A が成立した事例

① 小規模企業において成立した事例

< 事例の概要 >

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 計測機器の製造
 - ・売上高: 3000万円
 - ・従業員: 3名
 - ・業歴: 40年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: 計測機器の施工・メンテナンス
 - ・売上高: 5億円
- ◆ 関与した支援機関: 地元信用金庫、事業承継・引継ぎ支援センター

< 中小 M&A の経緯等 >

【意思決定に至るまでの経緯】

○10年前に先代経営者の他界に伴い、当時既に65歳を超えていた佐伯友彦（仮）がA社の社長に就任した。その後、業績は伸び悩み従業員の高齢化も進んだため廃業を検討したが、取引先に迷惑を掛けられないと、事業の継続を決断した。

○地元信用金庫に相談をしたところ、M&Aの公的機関として事業承継・引継ぎ支援センターを紹介された。佐伯は自社の事業規模や財務状況からM&Aは難しいと考えていたが、同センターでの相談は無料と聞いたため、取りあえず相談した。

【成立に至った経緯】

○佐伯の予想に反し、事業承継・引継ぎ支援センターから4社の紹介を受け、うち2社と面談し、A社の技術力や商圈を高く評価したB社への事業譲渡実行に至った。

【成立に至った後の経緯】

○A社の製品は熟練の技術が必要であるため、A社の従業員は引き続き雇用され、また取引先との関係から佐伯は顧問としてB社の事業拡大に貢献している。

②個人事業主において成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側：田中和夫（仮）
 - ・業種：靴小売業
 - ・売上高：4000万円
 - ・従業員：3名
 - ・業歴：50年
- ◆ 譲り受け側：佐藤八郎（仮）
 - ・業種：創業希望者
- ◆ 関与した支援機関：地元信用金庫、日本政策金融公庫、事業承継・引継ぎ支援センター、弁護士、商工会、商工会議所等

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○田中は、靴の小売店を営む72歳の個人事業主で引退したいと考えていたが、親族に継ぐ者はおらず自分の代で廃業せざるを得ないのかと悩んでいた。

○懇意にしていた商工会の経営指導員より、事業承継の個別説明会を案内され、そこで、個人事業主でも、M&A で事業を譲り渡した例が多くあるという話を聞いた。

○自分が育てた事業を、意欲のある人に引き継いでもらえるならありがたいと感じ、M&A を決意し、事業承継・引継ぎ支援センターにて譲り受け相手を探すこととなった。

【成立に至った経緯】

○田中は、同センターから靴店の創業を希望する佐藤を紹介され、意気投合した。

○なお、代金について、佐藤の自己資金が不足していたことから、複数の金融機関が協調融資を実施し、更に同センターは弁護士を紹介し契約のサポートをする等、支援機関が一丸となった支援が行われ、事業譲渡実行に至った。

【成立に至った後の経緯】

○事業譲渡実行後、佐藤は事業承継補助金の交付を受け、新たなチャレンジを行う等、精力的な事業拡大に乗り出した。また、田中も引き続き従業員として、佐藤を支えている。

③家業的経営(家族経営)である中小企業において成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 寿司・懷石料理店
 - ・売上高: 3500万円
 - ・従業員: 5名(うち家族3名)
 - ・業歴: 30年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: レジャー業
 - ・売上高: 50億円
- ◆ 関与した支援機関: 地元信用金庫

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○地元で寿司・懷石料理店を営む宇田川大輔(仮)は、多数の地元常連客に愛されていたが、厨房設備等が老朽化したことに伴い、設備の更新を検討していた。

○しかし、多額の費用を要することが分かり、自身の年齢から多額の借入を負うことに抵抗があり、また家族からも反対されたことから、廃業を考えていた。

○お店の常連でもあった地元信用金庫の担当者に相談したところ、飲食業への参入を検討していた B 社をスポンサーとして紹介された。

【成立に至った経緯】

○家族経営を行ってきた宇田川は、当初は第三者がスポンサーとなることに抵抗があったが、B 社社長の加藤裕三(仮)と面談を重ねる中で、信頼関係を構築した。

○宇田川は家族経営の維持を条件に、B 社から資金援助を受けるのと引換えに飲食店経営のノウハウを B 社に提供するという業務提携の合意に至った。

【成立に至った後の経緯】

○A 社は、宇田川の希望通り、家族経営を継続したまま、B 社からの支援により、老朽化した店舗設備を更新し、内装等も新装することができた。

○また、B 社と協働してグルメサイト等による PR を行った結果、新規顧客やインバウンド需要による外国人観光客の獲得にも成功している。

④M&A プラットフォームを利用してマッチングが実現し、成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 教育業
 - ・売上高: 5000万円
 - ・従業員: 5名
 - ・業歴: 25年
- ◆ 譲り受け側: 三宅一郎(仮)
 - ・業種: 創業希望者
- ◆ 関与した支援機関: M&A プラットフォーマー、(顧問)税理士

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○地域の小・中・高校生が通う個別指導学習塾を経営していた小山克彦(仮)は年齢や持病等により、自身で塾を継続していくことに限界を感じ、廃業を検討。

○塾の生徒や保護者から塾の存続を望む声が多く、廃業以外の道を顧問税理士に相談したところ M&A の可能性を示唆された。

【成立に至った経緯】

○顧問税理士から紹介された M&A 専門業者とはコスト面で折り合いがつかず、低コストで事業の承継者を探ることができる方法を探していたところ、インターネット上で候補者を探せるマッチングサイトである、M&A プラットフォームの存在を知った。

○M&A プラットフォーム上で複数の候補者から打診を受け、その中で、塾講師の経験があり、学習塾経営の創業希望者であった30代男性会社員の三宅と出会い、基本合意に至った。

○小山は、三宅の人柄や能力があれば、塾の子供達を安心して任せられることができると考え、事業譲渡実行に至った。

【成立に至った後の経緯】

○M&A プラットフォームを利用したことにより、低コストで中小 M&A が実現した。

○小山は現在、塾経営の経験がない三宅をサポートし、子供達の成長を見守りながら、地域のボランティアに参加するなど充実したセカンドライフを送っている。

⑤フランチャイズ(FC)店において成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: 野原花子(仮)
 - ・業種: コンビニエンスストア
 - ・売上高: 1億5000万円
 - ・従業員: 5名
 - ・業歴: 20年
- ◆ 譲り受け側: 山田太郎(仮)
 - ・業種: 創業希望者
- ◆ 関与した支援機関: 事業承継・引継ぎ支援センター

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○野原は、コンビニエンスストアを20年間個人事業主として運営していたが、体調不良もあり、引退を決意した。

○一方、従業員の雇用は継続したいと考え思案していたところ、事業承継・引継ぎ支援センターからのダイレクトメール(DM)が届いたのをきっかけに、相談を決意した。

【成立に至った経緯】

○野原は、従業員をリードしてくれる経営者を希望しており、事業承継・引継ぎ支援センターの「後継者人材バンク」を利用することとなった。

○複数の譲り受け側候補の紹介があったものの、最終的には現在別会社で管理職として辣腕を振るっている同地域在住の60代の山田への事業譲渡を決めた。

○山田にとっても定年退職後の起業を考えていた絶好のタイミングであり、約1か月でのスピード成約となった。

○FC 本部にとっても事業継続は歓迎であったことも成約の後押しとなった。

【成立に至った後の経緯】

○野原は、長年の事業の負担から解放され、肩の荷を下ろすことができ、体調も快方に向かった。野原の熱のこもった現場指揮の結果、離職した従業員もおらず、引き続き同地区で親しまれ続けている。

(2)経営状況が良好でない中小企業において中小 M&A が成立した事例

①赤字であるにもかかわらず成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: ホテル事業
 - ・売上高: 10億円
 - ・従業員: 20名
 - ・業歴: 45年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: ホテル事業
 - ・売上高: 50億円
- ◆ 関与した支援機関: (顧問)税理士、M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である斉藤勇(仮)は、裸一貫でホテル事業を立ち上げ、丁寧かつ時流をとらえたサービスが評判を呼び、業界でも有名な経営者となった。しかし、近年は競合他社が増えたこともあり、客足が徐々に遠のき始め、最近3期は経常損失を計上していた。また、後継者候補であった一人息子は病気で亡くなっていた。

○75歳となった斉藤は、まだ自分の体が動くうちに中小 M&A により事業を残したいと考え、顧問税理士に相談した。

【成立に至った経緯】

○顧問税理士から紹介された M&A 専門業者が業界内に太いパイプを有していたため、約2か月で B 社とのマッチングが成立した。B 社は、A 社の知名度だけでなく、丁寧なサービス、教育体制と人材の質を評価した。斉藤も「自分の会社を評価してもらえた」と喜んだ。斉藤は、A 社の全株式を B 社に譲渡し、A 社から引退した。

【成立に至った後の経緯】

○斉藤は、株式の対価である譲渡代金と退職慰労金を受け取り、老後資金として十分な額を確保することができた。引退後は、悠々自適な日々を過ごしている。

②債務超過であるにもかかわらず成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 卸売業
 - ・売上高: 12億円
 - ・従業員: 30名
 - ・業歴: 50年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: 卸売業
 - ・売上高: 30億円
- ◆ 関与した支援機関: 弁護士、中小企業再生支援協議会、M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である鈴木智子(仮)は、創業者である父から A 社の経営を引き継ぎ、2代目経営者として A 社を運営していた。しかし、父の代に金融機関から借り入れた金額が合計約20億円あり、既に大幅な債務超過となっていた。

○金融機関への返済で資金繰りが圧迫され、新規投資する余力もなく、このままでは近いうちに破綻すると思った鈴木は、知人の弁護士に事業再生の相談をした。

【成立に至った経緯】

○鈴木は、弁護士に委任して中小企業再生支援協議会の手続きを活用するとともに、当該弁護士の紹介した M&A 専門業者に譲り受け側(スポンサー)探索を依頼し、これによりスポンサー1社が確定した。当該スポンサーは、A 社の販路や地域における知名度を高く評価し、A 社の全事業を事業譲渡の手法により譲り受けた。

○鈴木は、A 社の金融機関からの借入についての個人保証(経営者保証)があったが、「経営者保証に関するガイドライン」により経営者保証を外して当面の生活費と(華美でない)自宅を残すことができた。

【成立に至った後の経緯】

○鈴木は、破産を回避できたことに安堵した。今は、自分が本当にやりたかったけれども父に反対されて実現できなかったビジネスの立ち上げを目指している。

(3)親族内承継の頓挫から中小 M&A に移行し成立した事例

● 後継者候補が承継を拒んだため中小 M&A に移行し成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:建設業
 - ・売上高:1億円
 - ・従業員:5名
 - ・業歴:20年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:建設業
 - ・売上高:10億円
- ◆ 関与した支援機関:事業承継・引継ぎ支援センター、弁護士

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である北澤淳二(仮)は、創業者である父から引き継ぎ、2代目として A 社を経営していた。北澤は自身が65歳を超えたこともあり、事業の承継を考え、明確に意思確認はしていなかったが、同業他社で修行をしていた長男を後継者として迎え入れようとした。しかしながら、A 社の経営状況がよくないこと等から、長男は経営者保証に対する不安等を抱き、継ぐつもりがないことを北澤に伝えた。

○経営を委ねられる従業員はおらず廃業も考えていたところ、事業承継・引継ぎ支援センターからのダイレクトメールで M&A による事業継続という方法があることを知った。

【成立に至った経緯】

○A 社のベテランの職人の技術力が評判であったため、同センターにより2か月で同業者 B 社とのマッチングが実現し、北澤は A 社の全株式を譲渡した。

【成立に至った後の経緯】

○B 社は人手不足の中、A 社のベテラン従業員を採用することができ、職人の育成及び事業拡大を図ることができた。北澤も顧問として職人の育成に寄与している。

(4)意思決定のタイミングが中小 M&A の成立内容に影響を与えた事例

● 適切なタイミングで中小 M&A を決断していれば、より好条件で譲り渡せた事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: ギフト用品販売(小売業)
 - ・売上高: 2億円
 - ・従業員: 15名
 - ・業歴: 40年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: ギフト用品販売(小売業)
 - ・売上高: 9億円
- ◆ 関与した支援機関: 地域銀行、事業承継・引継ぎ支援センター

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A社は創業者・会長の竹橋清(仮)が90歳と高齢ながらまだ実権を握っており、その婿養子・現社長の上原雄太(仮)に発言権はなかった。A社の取扱商品や販売方法は時代遅れで徐々に売上が減少し、遂に2期連続で経常赤字に陥った。

○上原の経営意欲は低下しつつあり、危機感を持った竹橋も洪々了解の上、地域銀行から紹介された事業承継・引継ぎ支援センターに譲渡相談することになった。

【成立に至った経緯】

○同センターは他地域の同業他社B社にA社との中小M&Aについて打診した。B社は他地域への進出を希望しており、A社事業を譲り受ける意思も固まっていた。

○一方、A社は業績と資金繰りが急激に悪化し、事業の継続が危ぶまれた。竹橋は、長年の取引先や従業員のことを第一に考え、譲渡代金の早急な支払を条件とし、当初オファーを受けていた金額よりも相当低額でB社へ事業譲渡を実行した。

【成立に至った後の経緯】

○竹橋は既存取引先に迷惑を掛けず、従業員の雇用継続が図れたことは満足しているものの、決断が遅れたため低額での譲り渡しとなり後悔の念が残った。

(5)譲り渡し側の条件の明確化が中小 M&A の成立に寄与した事例

① 譲り渡し側経営者の希望通り、従業員の雇用が引き継がれることを条件として成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:メッキ加工業
 - ・売上高:2億円
 - ・従業員10名
 - ・業歴:45年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:溶接加工業
 - ・売上高:10億円
- ◆ 関与した支援機関:(顧問)税理士、M&A プラットフォーム

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社は、代表者である隅田紀子(仮)が80歳間近となる中、熟練の職人を抱えていたものの、親族・従業員に承継意思のある後継者が不在のため、中小 M&A を検討し始め、顧問税理士に相談した。

【成立に至った経緯】

○A 社は顧問税理士に勧められ M&A プラットフォームを活用した。複数件の譲り受け側候補のうちの一社が、他地域で溶接加工会社を営む B 社であった。
○B 社は、A 社の熟練の職人の技術力を評価し、自動車用金属部品の加工の点で自社事業との相乗効果(シナジー)があると考え、事業譲渡契約締結に至った。
○A 社及び隅田は従業員の雇用継続を第一条件として伝え、譲渡額は譲歩した。

【成立に至った後の経緯】

○B 社は A 社及び隅田との約束通り、A 社従業員の雇用を全て引き継いだ。それと並行して B 社は全従業員へのヒアリングを行い、中小 M&A を機に人事制度改革・働き方改革等を進め、待遇の改善が実現した。

② 譲り渡し側経営者が中小 M&A の成立後にも一定期間経営に関与することを条件として成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:家具等製造業
 - ・売上高:3億円
 - ・従業員:20名
 - ・業歴:35年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:家具等製造業
 - ・売上高:60億円
- ◆ 関与した支援機関:事業承継・引継ぎ支援センター、M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である大野隆(仮)は65歳になったが、子はおらず他の後継者候補もないことから、事業承継・引継ぎ支援センターに譲り受け側探索の相談をした。大野は、長年いそしんだ事業に愛着があり、引き続き事業に関与したいと考えていたが、他人に譲った事業に関与させてもらうことは難しいだろうと半ば諦めていた。

【成立に至った経緯】

○A 社は決して大規模ではないが良い製品を作ると業界内では評判であり、譲り受け側 B 社(同業の大手)がすぐ見つかった。大野は言い出して良いものか悩みながら、事業を譲り渡した後も引き続き事業に関与したい、その代わりに譲渡額については譲歩しても良い、とトップ面談で B 社に正直に打ち明けた。

○B 社は、A 社の生産体制にとって大野の高い技術力が重要であると認識しており、大野による提案を受け入れ、非常勤(週3日勤務)で技術指導を依頼することにした。譲渡額は若干減額したが、大野は A 社の全株式を B 社に譲渡した。

【成立に至った後の経緯】

○大野は、希望通り引き続き事業に関与している。一方、毎週4日間の休日は妻と一緒に「夫婦水入らず」の時間を楽しんでいる。

(6) 従業員の反対にもかかわらず成立した事例

● 中小 M&A に反対していた従業員の理解を得た上で成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 中古厨房機器販売会社
 - ・売上高: 1億円
 - ・従業員: 7名
 - ・業歴: 30年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: 厨房機器販売会社
 - ・売上高: 20億円
- ◆ 関与した支援機関: (顧問) 公認会計士、M&A プラットフォーム

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○中古厨房機器の市場は市況が厳しく、A社も前期から赤字に転落してしまっており、会社に資産が残っている段階での廃業を検討していた。

○A社代表者の小林誠(仮)が顧問の公認会計士に相談したところ、高額な廃業費用、従業員への影響等を考慮し、より良い選択肢として中小 M&A を提示された。

【成立に至った経緯】

○顧問の公認会計士が M&A プラットフォームを活用して譲り受け側候補を探索した結果、他県で新品厨房機器販売を営む B 社とつながった。B 社も、業界全体が苦しい中、生き残りのための中小 M&A と考えており、両社のニーズが合致した。

○これに対し、数名の A 社従業員は、「すぐに全員解雇される」と誤解し、中小 M&A に反対した。そこで B 社は小林と共同で従業員説明会を開催し、あくまで会社の将来を案じての意思決定であり、従業員の雇用も守る旨を膝詰めで丁寧に説明したところ、全員からの納得が得られ、円満に小林との株式譲渡契約締結に至った。

【成立に至った後の経緯】

○B 社は約束通り A 社従業員の雇用を守り、事業を継続している。

(7) 廃業を予定していたものの中小 M&A が成立した事例

①事業の一部を中小 M&A により譲渡し、廃業費用を捻出した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 製造業・小売業
 - ・売上高: 8億円
 - ・従業員: 30名
 - ・業歴: 30年
- ◆ 譲り受け側: B 社
 - ・業種: 製造業
 - ・売上高: 10億円
- ◆ 関与した支援機関: (顧問) 税理士

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A社は、製造業・小売業の2つの事業を営んでいた。小売業は黒字で採算がとれている一方、製造業は常に大幅な赤字で不採算であった。しかし、製造業のみに利用している工場の閉鎖には、数千万円単位の廃業費用が見込まれており、A社の代表者である伊藤博(仮)は、製造業の部門の閉鎖を決断できずにいた。

○そのような状況で、伊藤は70歳となり、後継者候補もないことから、顧問税理士に中小 M&A の相談をしたところ、その関与先である B 社を紹介された。

【成立に至った経緯】

○B社は、A社の小売業部門の独自性・流通網に大きな魅力を感じる一方、製造業部門は不採算部門として認識し、小売業部門のみの譲り受けを希望した。そのため、A社は、B社に対し、小売業部門のみを一部事業譲渡した。

【成立に至った後の経緯】

○A社は、B社から受け取った事業譲渡対価から、製造業部門の廃業費用を捻出することができたため、伊藤はA社を解散・清算して無事に閉じることができた。

②廃業を考えていたものの、支援機関から中小 M&A を提案されたことを機に中小 M&A に挑み、成立した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:製造業
 - ・売上高:5億円
 - ・従業員:20名
 - ・業歴:40年
- ◆ 譲り受け側:B 社
 - ・業種:製造業
 - ・売上高:30億円
- ◆ 関与した支援機関:M&A 専門業者

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である青田豊(仮)は、A 社を設立して40年、A 社の事業に全力投球してきた。しかし、子はおらず、他の後継者候補もいなかった。また、創業時から二人三脚で A 社の事業に尽力してきた妻が最近亡くなったため、事業を継続していく気力をなくし、廃業を検討し始めていた。

○そのような状況で、知人から紹介された M&A 専門業者に相談したところ、中小 M&A という選択肢があることを知った。青田は、もともと従業員や取引先に迷惑を掛けたくないと思っていたことに加え、亡き妻と一緒に大きくしてきた事業を可能な限り継続させたいと思い直したことから、中小 M&A に踏み切ることを決意した。

【成立に至った経緯】

○A 社は地元では優良企業として知られており、すぐに同地域内の B 社から声が掛かり、青田と B 社の間で株式譲渡が円滑に実行された。

【成立に至った後の経緯】

○青田は、妻との思い出の詰まった A 社をそのまま残せていることを、心から嬉しく思っている。一方で、青田は B 社から「顧問」という立場で A 社に残ることを打診されたが、これを断り、A 社の外から、A 社のますますの発展を祈っている。

(8)何らかの理由により中小 M&A が成立しなかった事例

①中小 M&A 着手が遅れたため、資金繰りが尽きてしまい、中小 M&A が不成立に 終わり廃業した事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側:A 社
 - ・業種:設備工事業
 - ・売上高:5000万円
 - ・従業員:5名
 - ・業歴:40年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である大岡千太(仮)は70歳で、後継者候補もないものの、多忙な毎日に追われ、事業承継を考える暇がなかった。

○A 社は、金融機関から約2億円の借入を行い、なんとか事業を継続していたが、大岡は体力が徐々に落ち始め、満足に営業できなくなってしまった。それと並行して、A 社は顧客が少しずつ離れていき、3年前に約1億円あった売上も約5000万円に落ち込んだ。資金繰りは日に日に悪化していき、2～3か月以内に資金繰りが尽きることが見込まれる状況に陥ってしまった。

○そこで、大岡は弁護士に相談し、社外の第三者に事業を譲り渡そうと決意した。

【不成立に至った経緯】

○資金繰りが悪化する中で、A 社が譲り受け側(スポンサー)を探す時間的な余裕はほとんど残されていなかった。また、弁護士が紹介した M&A 専門業者が懸命にスポンサー探索を行った結果、スポンサー候補が複数社、A 社に関心を示したものの、活気を失った A 社の事業を譲り受ける決意をしたスポンサーは現れなかった。

【不成立に至った後の経緯】

○A 社は、資金繰り悪化に耐えきれず破産し、廃業した。また、A 社の金融機関からの借入について個人保証(経営者保証)していた大岡も、同時に破産した。

③ 社外へ情報が漏れたことに伴い、中小 M&A が不成立になった事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 製造業
 - ・売上高: 3億円
 - ・従業員: 20名
 - ・業歴: 30年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A 社代表者である遠藤茂(仮)は、後継者候補がいないことから、金融機関からの紹介で M&A 専門業者に中小 M&A の相談を行った。

【不成立に至った経緯】

○M&A 専門業者が迅速に動いたことから、4か月で、B 社とのマッチングが実現した。基本合意を締結し、あとは最終契約に向けて交渉を詰めていく段階にあった。

○遠藤は、当該 M&A 専門業者から「M&A が成立して無事に決済が完了するまでは、M&A に関する情報は慎重に取り扱うようにし、自社の従業員や社外の方には決して知らせないように。」と再三にわたって忠告されていた。しかし、遠藤は、B 社が譲り受け側に事実上内定したと認識して安堵し、まだ決済どころか最終契約も完了していないにもかかわらず、従業員や一部取引先を含め、色々な関係者に B 社の名前を出した上で、中小 M&A を行おうとしている事実を伝えてしまった。

○B 社は、遠藤により中小 M&A の情報が流出したことを知って激怒し、信頼関係が破壊されたことを理由に、その後の中小 M&A に関する交渉を打ち切った。

【不成立に至った後の経緯】

○その後、A 社は、遠藤が90歳を迎える頃まで徐々に事業規模を縮小していき、最終的には廃業に至った。遠藤は、B 社との交渉が決裂した後になって初めて、中小 M&A に関する情報の取扱いの重要性を理解した。

③オーナー一族間の不和、コミュニケーション不足により、中小 M&A が不成立になった事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 製造小売業
 - ・売上高: 5億円
 - ・従業員: 50名
 - ・業歴: 60年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○15年前、先代オーナーであった父親の他界に伴い、製造部門の責任者であった長男(芦田幸平(仮))が A 社の社長に就任し、販売部門の責任者であった次男(芦田淳平(仮))が副社長に就任した。その後、A 社は新規事業に挑戦するも失敗し、また、人件費の高騰等で業績は伸び悩み、資金繰りが悪化した。

○淳平はこのままでは A 社が破産してしまうと危機感を持ち、知り合いの弁護士に相談をしたところ、事業再生のためにはスポンサー探しが必要と示唆され、当該弁護士の紹介した M&A 専門業者に依頼した。

【不成立に至った経緯】

○M&A 専門業者が複数のスポンサー候補を提示した。このうち、B 社は A 社の販路や知名度を高く評価し、A 社の主力事業を事業譲渡の手法により譲り受けたいと興味を示し、淳平と面談を実施した。

○一方で、3代続く家業を第三者に譲ることに反対していた幸平は、淳平が社長である自分に相談せずスポンサー探しをしていたことに激怒し、淳平に副社長としての役職を辞任させ、更に B 社との交渉を打ち切った。

【不成立に至った後の経緯】

○A 社従業員は、経営陣の内紛に不安を感じ、退職者が急増した。A 社は売上も伸びず、徐々に事業規模を縮小していき、最終的には廃業に至った。

④譲り渡し側が不誠実であったため中小 M&A が成立しなかった事例

<事例の概要>

- ◆ 譲り渡し側: A 社
 - ・業種: 運送業
 - ・売上高: 10億円
 - ・従業員: 30名
 - ・業歴: 30年

<中小 M&A の経緯等>

【意思決定に至るまでの経緯】

○A社は地域密着で運送業を営んでいたが、社長である近藤勝(仮)が75歳となり、後継者候補がいなかったことから、中小 M&A を決意し、M&A 専門業者にマッチング支援を依頼した。

【不成立に至った経緯】

○A 社は地域内では有名な企業であり、同地域内の B 社とのマッチングがすぐに実現し、近藤の有する A 社株式の全部譲渡を前提に、順調に基本合意締結に至った。しかし、近藤は、B 社への対応を甘く考えており、B 社による DD にほとんど協力せず、4か月経っても DD の必要資料がほとんど揃わない状況であった。

○また、近藤は、A 社を手放すのが段々と惜しくなってきたため、譲渡条件がほぼ固まった後になって突然、中小 M&A 後も自分を A 社の顧問として登用し、A 社の経営を自分に委ねるよう、B 社に対して要求するようになった。

○B 社は、近藤の不誠実な対応に嫌気が差し、A 社及び近藤との信頼関係が損なわれたことを理由に、A 社との中小 M&A を断念し、交渉を中止した。

【不成立に至った後の経緯】

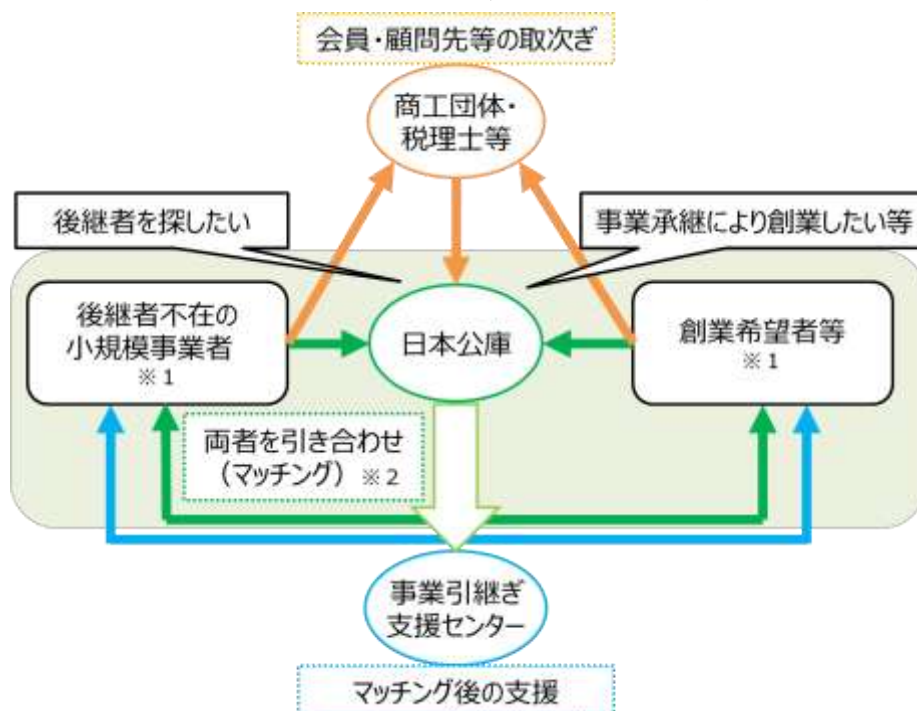
○その後も A 社において中小 M&A が成立することはなく、近藤は数年後に持病で亡くなった。突然トップ不在となった A 社は、役員・従業員間での経営権争いを経て元役員により承継されたが、長い社内抗争を経てすっかり弱体化し、その後、廃業した。

(参考資料5) 日本政策金融公庫「事業承継マッチング支援」

日本政策金融公庫(略称: 日本公庫)国民生活事業本部(小規模事業者や創業企業向けの事業資金融資等を担当)は、事業承継・引継ぎ支援センター等と連携し、令和2年4月から、「事業承継マッチング支援」を、全国規模(沖縄県を除く各都道府県)で実施。

◆「事業承継マッチング支援」の概要

「事業承継マッチング支援」は、後継者不在の小規模事業者(※1)から、「第三者に事業を譲り渡したい」というニーズを引き出し、「他の事業者から事業を譲り受けたい」という事業者等(※1)の中から希望条件の合致するケースを探して、両者の引き合わせ及び引き合わせ後に生じる事業・株式譲渡の手続を支援する取組である。



※1 本サービスは原則として、日本公庫に事業資金の借入残高がある企業を対象としているが、借入残高がない企業であっても、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、税理士等の中小企業・小規模事業者支援に取り組む団体又は専門家からの紹介により、本サービスを利用することが可能である。

※2 引き合わせ(マッチング)後に生じる事業・株式譲渡の手続において、専門家の支援が必要な場合は、事業承継・引継ぎ支援センターへの取次ぎを行う。

◆「事業承継マッチング支援」の主な特徴

- ① 事業を譲り受けて創業する者も対象である。
- ② 日本公庫の専任担当者が、顧客の希望を踏まえ、マッチング候補先を探す。
- ③ 譲渡希望・譲受希望いずれの者も、本サービスを無料で利用できる。

(参考資料6) 仲介契約・FA 契約締結時のチェックリスト

☒	チェック事項	本文
☐	契約の締結に当たり、中小 M&A に関する希望条件を、明確に伝えたか。	仲介契約・FA 契約の締結
☐	譲り渡し側・譲り受け側の双方から受任する仲介者と、譲り渡し側・譲り受け側いずれかのみから受任するFAの違いを理解しているか。その上で、本件では仲介者とFAのいずれに該当するかを確認したか。 ※仲介者の場合は、譲り渡し側・譲り受け側の双方に対し手数料を請求することが通常である。	業務形態
☐	業務範囲はどの工程か。具体的な業務の内容は何か。 例：譲り渡し側・譲り受け側のマッチングまで支援する。具体的には〇〇のような方法で支援する。	業務範囲・内容
☐	手数料はどのような基準で算定し、どのタイミングで支払う必要があるのか。また、最低手数料は設けられているのか。 例：本件では、着手金・月額報酬・中間金は請求せず、成功報酬のみ請求する。成功報酬額は純資産額を基準に算定し、〇〇円未満の場合には最低手数料〇〇円を請求する。	手数料の体系
☐	秘密保持条項は設けられているか。譲り渡し側・譲り受け側が秘密を守る義務を負っているか。その場合、どのような情報の秘密を守る必要があるのか。また、特定の者への情報の共有は許されているか。 例：本件取引の内容や交渉の経緯は秘密である。ただし、弁護士等の士業等専門家や公的相談窓口である事業承継・引継ぎ支援センターに必要な情報を共有することは許される。	秘密保持
☐	マッチング支援等において並行して他の仲介者・FA への依頼を行うことを禁止する条項(専任条項)は設けられているか。士業等専門家等にセカンド・オピニオンを求めることは可能か。	専任条項
☐	契約期間はいつまでか。中途解約に関する条項はあるか。(専任条項が設けられている場合)いつまで専任条項が有効か。	
☐	M&A の相手方となる候補先と、仲介者・FA を介さずに直接、又は接触することを禁止する条項は設けられているか。直接交渉が禁じられる相手方候補先の範囲に関して、「自ら候補先を発見しないこと」や「自ら発見した候補先と直接交渉しないこと	直接交渉の制限に関する条項

	(自ら発見した候補先を相手方とする M&A の支援を依頼するような場面を想定)」を了解していないにもかかわらず、これらの活動が禁止されるような内容になっていないか。交渉・接触の目的が候補先との間の M&A 取引に関するものに限定されているか。条項の有効期間は仲介契約・FA 契約の契約期間と一致しているか。	
□	M&A 未成立で仲介契約・FA 契約が終了した後、一定期間内に譲り渡し側が M&A を行った場合に、その仲介者・FA が手数料を請求できることとする条項(テール条項)は設けられているか。その期間は2年～3年以内か。対象となる M&A は、その仲介者・FA が実際に紹介してきた譲り受け側との M&A に限定されるか。	テール条項
□	仲介者・FA の一定の関与により依頼者に損害が発生した場合における法令上の損害賠償責任について、その要件や賠償すべき損害の範囲等を修正する条項が設けられているか。損害が発生した場合に、仲介者・FA に適切に負担を求めることができる内容となっているか。	責任(免責)に関する事項

(参考資料7)各種契約書等サンプル

参考として、以下の各種契約書等サンプルを掲載するが、あくまでも例であり、具体的な契約書等の作成に際しては、弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

(1)仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル

譲り渡し側株主が仲介者との間で締結する仲介契約を前提としている。

(2)秘密保持契約書サンプル

譲り渡し側と譲り受け側が直接締結する場合の秘密保持契約を前提としている。

(3)基本合意書サンプル

株式譲渡を前提に、譲り渡し側株主(1名)と譲り受け側が締結する基本合意を前提としている。

(4)株式譲渡契約書サンプル

譲り渡し側株主(1名)と譲り受け側が締結する株式譲渡契約を前提としている。

(5)事業譲渡契約書サンプル

譲り渡し側と譲り受け側が締結する事業譲渡契約を前提としている。

※ (1)(3)(4)(5)については、それぞれ、日本弁護士連合会・日弁連中小企業法律支援センター編「事業承継法務のすべて」(きんざい、平成30年発刊)より抜粋し一部加工。

(1) 仲介契約書(M&A 仲介業務委託契約書)サンプル

M&A 仲介業務委託契約書

【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び【仲介者】(以下「乙」という。)は、甲が株主となっている【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:〇〇、本店所在地:〇〇。以下「対象会社」という。)に関する M&A 取引(株式の譲渡及び取得、事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいい、以下「本件取引」という。)に関し、乙が甲に対し仲介・斡旋その他の業務を提供することについて、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(本件取引に関する仲介・斡旋等の業務の依頼)

甲は、甲又は対象会社が、本件取引の相手方候補となる者(以下「候補先」という。)との間で本件取引を行うことに関して、乙に対して、以下の各号に定める仲介・斡旋その他の業務(以下「本件サービス」という。)を依頼し、乙は、必要に応じ本件サービスを実施する。ただし、乙は、甲又は対象会社の代理人として法律行為を行うことはないものとする。

- ① 候補先の紹介及び斡旋
- ② 候補先の業務、財務及び経営戦略に関する情報の提供
- ③ 甲が本件取引の是非を検討及び決定するに際しての助言及び補助
- ④ 候補先又はその親会社若しくは株主に対する本件取引の提案
- ⑤ 本件取引の交渉への立会い
- ⑥ 本件取引のスキーム、価格その他取引条件にかかる助言
- ⑦ 本件取引の推進に必要な資料、企業概要書、諸手続及びスケジュールリング等にかかる助言並びに補助
- ⑧ その他前各号に付随するサービスの提供

第2条(専任条項)

- 1 甲は、本契約の有効期間中、本件サービス及びこれに類似する業務を乙以外の第三者に依頼しないものとし、また対象会社をしてこれを第三者に依頼させないものとする。
- 2 前項にかかわらず、甲は、特段の理由がない限り、乙に事前に予告した上で、第4条第2項第2号及び第3号に定める者に対し、本件取引に関する一切の相談を行うことができる。

注: 専任条項は実務上多く見られる一方、第2項に定める者の範囲について

は、セカンド・オピニオンの必要な場合を想定し、当事者間において認識を共有する必要がある。

第3条（直接交渉の制限）

甲は、乙の事前の承諾なく、本件取引に関して、候補先（乙が関与又は接触し、甲に対して紹介した者に限る。）又はその代理人に接触しないものとし、また対象会社をして同様の行為をさせないものとする。

注：直接交渉の制限に関する条項は実務上多く見られる一方、交渉（接触）の目的、候補先の範囲を限定しない場合、通常の事業活動のために交渉や、依頼者自身が候補先を発見する活動が妨げられるおそれがある。直接交渉が制限される交渉の目的や候補先の範囲等について、当事者間において認識を共有し、共有した内容が適切に契約書に反映されているか確認する必要がある。

第4条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、(i)本件取引の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本件取引に係る交渉の経緯及び内容に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - ① 自己（甲においては対象会社を含む。）の役員及び従業員に対し、本件取引のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合
 - ② 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他の秘密保持義務を負うアドバイザーに対し、本件取引のために合理的

に必要とされる範囲内で開示する場合

③ 裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体（事業承継・引継ぎ支援センターを含む。）に対し、合理的に必要とされる範囲内で開示する場合

④ 甲が本件取引に係る対象会社の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために、合理的に必要とされる範囲内で開示する場合（本件取引の成立前の相談を含む。）

3 甲及び乙は、本件取引が成約に至らなかった場合には、相手方より開示された秘密情報（その写しも含む。）を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。

4 第5条に定める本契約の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本契約の有効期間満了後3年間存続する。

注：本サンプルは、譲り渡し側との契約を前提としているが、譲り受け側との契約の場合、本条第2項④は不要。

第4条の2（候補先に対する報酬等の開示）

甲は、甲が乙に支払う報酬に係る事項（第6条に定める報酬のほか、本契約に基づかない本件取引に係る報酬を含み、本契約締結後に報酬に係る事項に増額の変更があった場合には、変更後の事項を含む。）を、候補先に開示することに同意する。

注：仲介者には構造的な利益相反のおそれが存在するところ、これが顕在化することを防止する観点から、本ガイドラインにおいては仲介者に対し、一方当事者から受領する報酬について、もう一方の当事者（譲り受け側/譲り渡し側）に開示することを求めている。これに関連する双方の依頼者からの同意に係る条項である。なお、FA 契約の場合は、本条は不要。

第5条（有効期間）

1 本契約の有効期間は本契約締結日から1年間とする。ただし、有効期間の満了日の1週間前までに甲又は乙による特段の申出がない場合、本契約は、同じ条件で更に1年間、自動的に延長されるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本契約は、本件取引の検討又は交渉が終了した場合には、その時点で終了する。

第6条（報酬等）

1 甲は乙に対し以下の要領で報酬を支払う。

① 着手金

甲は乙に対し、(i) 甲若しくは対象会社と候補先とが当事者面談を行い本件取引の検討を進めることを甲若しくは対象会社と候補先との間で確認した場合、又は(ii) 甲若しくは対象会社と候補先との間で秘密保持契約を締結した場合には、当事者面談後又は甲若しくは対象会社と候補先との間の秘密保持契約締結後〇日以内に、着手金として金〇〇円を支払う。着手金は本件取引が成就しなかった場合でも返還されないものとする(ただし、第7条第3項に規定する清算を行う場合を除く。)

② 中間金

甲は乙に対し、甲又は対象会社と候補先との間で本件取引についての基本的な合意がなされた後〇日以内に、中間金として金〇〇円を支払う。中間金は本件取引が成就しなかった場合でも返還されないものとする(ただし、第7条第3項に規定する清算を行う場合を除く。)。なお、本条における基本的な合意とは、基本合意(基本合意書、覚書、確認書等、合意文書の名称は問わない。)の締結及び候補先から甲又は対象会社に対する意向表明書の差し入れを含む、デュー・ディリジェンス前になされる合意をいう。

③ 成功報酬

甲又は対象会社と候補先との間で本件取引が実行された場合には、甲は乙に対し、本件取引の対価の価額(以下「譲渡価額」という。)に応じて、下記の表に従い、各階層の「基準となる価額」に「乗じる割合」をそれぞれ乗じて算出した金額を合算した合計額を、本件取引実行後〇日以内に、成功報酬として支払う。ただし、当該合計額が金〇〇円(以下「最低報酬」という。)未満となる場合には、最低報酬を支払う。なお、本項第1号及び前号に基づき支払済みの着手金及び中間金は、成功報酬から差し引くものとする。

記

基準となる価額(円)	乗じる割合(%)
5億円以下の部分	5
5億円超10億円以下の部分	4
10億円超50億円以下の部分	3
50億円超100億円以下の部分	2
100億円超の部分	1

注: 上記のうちいずれを採用するかは、各仲介者の個別の判断による。例えば、①着手金及び③成功報酬を採用する者もいれば、③成功報酬のみ採用する者もいる。また、最低手数料(最低報酬)を定める者もいる。なお、上記のような表に基づいて報酬額を算定する場合でも、「基準となる価額」や「乗

じる割合」は各仲介者の個別の判断によるため、上記の価額・割合はあくまで一例である。上記のような表を用いることなく定額を請求する者もいる。

- 2 本件取引が実行されることなく本契約が終了した場合で、本契約終了後2年以内に甲又は対象会社と候補先(乙が関与又は接触し、甲に対して紹介した者に限る。)との間で本件取引が実行された場合には、第5条に定める有効期間にかかわらず、甲は乙に対し、本条第1項第3号の報酬を支払うものとする。

注: 仲介者から紹介を受けた取引の話が一旦は不成立となった場合において、その後しばらくして当該仲介者の介在なしに M&A 取引の話が復活して取引が成立したときは、一定の期間内についてのものは報酬が発生することを定めている。

- 3 甲が本条で定める報酬を支払う場合には消費税(本項においては、消費税及び地方消費税をいう。)額分として当該金額に消費税率を乗じて算出される金額を加算して支払う。
- 4 本条で定める報酬に加え、乙が本件サービスを遂行する上で要した費用のうち、甲の事前の了解を得た特別の事由(出張、外部への委託調査等)により出費が生じた場合には、甲は乙に対し当該費用を支払う。

第7条(解除)

- 1 甲は、本件取引の実行前に限り、いつでも本契約を解除することができる。
- 2 乙は、次のときには、本契約を解除することができる。
 - ① 甲が、第6条に定める報酬のいずれかの支払を約定通り行わず、かつ、乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、これに応じなかったとき
 - ② 甲が乙に対し虚偽の事実を申告し、又は事実を正当な理由なく告げなかったため、乙の本件サービスの処理に著しい不都合が生じたとき
- 3 第1項及び前項の規定により解除した場合には、本件サービスの業務実施の程度に応じて第6条記載の報酬及び費用の清算を行うこととし、業務実施の程度についての甲及び乙の協議結果に基づき、第6条に定める報酬及び費用の全部又は一部の返金又は支払を行うものとする。

第8条(乙の責任)

- 1 甲は、乙が行う助言等の採否の決定、本件取引に関する各種契約締結の決定及び本件取引に関する諸手続を、自らの判断で行い、かつ自ら契約締結行為をなすものとする。
- 2 乙は、本件サービスの実施について、甲に対し、善良な管理者の注意義務を負う。
- 3 乙は、本契約に基づき甲に対し一定の成果ないし効果の実現を保証し又は請

け負うものではない。

4 乙は、次の利益相反行為を行わない。

- ① 候補先から追加で手数料を取得し、候補先に便宜を図る行為（甲のニーズに反したマッチングの優先的实施又は不当に低額（※）な譲渡価額への誘導等）
- ② リピーターとなる候補先を優遇し、候補先に便宜を図る行為（甲のニーズに反したマッチングの優先的实施又は不当に低額（※）な譲渡価額への誘導等）
- ③ 候補先の希望した譲渡額よりも高額（※）で本件取引が成立した場合、候補先に対し、正規の手数料とは別に、希望した譲渡額と成立した譲渡額の差分の一定割合を報酬として要求する行為
- ④ 甲又は候補先より伝達を求められた事項を相手方に対して伝達しない行為、もしくは、甲又は候補先が実際には告げていない事項を偽って相手方に対して伝達する行為
- ⑤ 甲にとってのみ有利又は不利な情報を認識した場合に、当該情報を甲に対して伝達せず、秘匿する行為

注：本サンプルは、譲り渡し側との仲介契約を前提としているが、FA 契約の場合は、本条第4項は不要。また、譲り受け側との仲介契約の場合、（※）部分については高低を逆とする必要がある。

第9条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(住 所)

(氏 名)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(2) 秘密保持契約書サンプル

秘密保持契約書

【譲り渡し側】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、甲に関する M&A 取引(株式の譲渡及び取得、事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいい、以下「本件取引」という。)の可能性を検討するに際し、甲乙が相互に開示する情報等の秘密保持について、以下のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、(i)本件取引の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本件取引に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
 - ① 自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本件取引のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これら

に準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

- ③ 甲の経営者等が本件取引に係る甲の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合(本件取引の成立前の相談を含む。)

3 甲及び乙は、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。

4 第3条に定める本契約の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本契約の有効期間満了後3年間存続する。

第2条 (損害賠償)

情報受領者が本契約上の義務に違反したことにより、情報開示者が損害を被った場合、情報受領者は、情報開示者に生じた損害(合理的な範囲の弁護士費用を含む。)を賠償しなければならない。

第3条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結日より2年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申し出がない場合には、更に1年間延長し、以後も同様とする。

第4条 (準拠法及び管轄裁判所)

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争(調停を含む。)については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第5条 (誠実協議)

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(3)基本合意書サンプル

基本合意書

※あくまでも例であり、当事者の意向を制約するものではなく、具体的な内容は、当事者間での調整により設定される。必要に応じて弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:〇〇、本店所在地:〇〇。以下「対象会社」という。)の株主【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び対象会社の株式の譲受希望者【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、乙が対象会社の発行済株式の全部を甲より譲り受ける件(以下「本株式譲渡」という。)に関する基本的な事項について、以下のとおり合意した(以下「本合意」という。))。

第1条(目的)

- 1 乙は、〇〇年〇〇月〇〇日を期限に、対象会社の発行済株式の全部を譲り受ける意向を有し、甲はそれを了承した。
- 2 甲は、乙に対し対象会社株式を譲渡するものとし、改めて甲と乙の間で株式譲渡契約(以下「最終契約」という)を締結する。

第2条(承継対象財産及び個人保証解除)

- 1 乙が最終契約により甲から承継する財産(以下「承継対象財産」という。)は、甲が保有する、対象会社の発行済株式の全てである普通株式〇〇株とする。
- 2 乙は、本株式譲渡に際し、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約につき、当該保証が解除されるよう最大限努力する。

第3条(譲渡価額)

第2条第1項に規定する承継対象財産の対価(以下「譲渡価額」という。)は、金〇〇円を目途とする。ただし、正式な譲渡価額は、最終契約締結時に甲乙双方の協議により合意した金額とする。

第4条(デュー・ディリジェンス)

乙は、本合意締結の日から1か月間を目処に、対象会社の〇〇年〇〇月〇〇日時点における貸借対照表その他の事前開示資料の正確性及び妥当性等を検証するため、対象会社に対する調査(デュー・ディリジェンス)を行うことができるものとし、甲はこれに協力するものとする。

第5条（独占的交渉権）

甲は、本合意の有効期間中は他のいかなる者との間でも、対象会社に係るM&A 取引（対象会社株式の譲渡及び取得、対象会社の事業譲渡及び譲受、増資の引受け、合併、株式交換、会社分割、資本業務提携等の取引をいう。）に関する交渉を行ってはならない。

第6条（善良な管理者の注意義務）

甲は、本合意締結後、最終契約締結までの間は、善良な管理者の注意をもって、対象会社の業務の執行及び財産の管理運営を行い、乙の事前の同意を得ずして、対象会社において次の各号に掲げる行為、その他対象会社の経営内容に重大な影響を与える行為をしてはならない。

- ① 重大な資産の譲渡、処分、賃借権の設定等
- ② 新たな借入れ実行その他の債務負担行為及び保証、担保設定行為
- ③ 非経常的な設備投資及び仕入行為
- ④ 非経常的な契約の締結及び解約、解除
- ⑤ 非経常的な従業員の新規採用
- ⑥ 増資、減資
- ⑦ 前各号の他、日常業務に属さない事項

第7条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、(i)本株式譲渡の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本合意の締結の事実並びに本合意の存在及び内容、並びに(iii)本株式譲渡に係る交渉の経緯及び内容に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本合意の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。
 - ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。

- ① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本合意の目的のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。
 - ③ 甲が本件株式譲渡に係る対象会社の債務等に関して負う個人保証について、当該個人保証の提供先となる金融機関等に対し、当該個人保証の扱いについて相談する目的のために合理的に必要とされる範囲内で開示する場合(本件株式譲渡の成立前の相談を含む。)
- 3 甲及び乙は、本株式譲渡が成約に至らなかった場合には、相手方より開示された秘密情報(その写しも含む。)を、相手方から返還請求があれば速やかに返還する。
- 4 第9条に定める本合意の有効期間にかかわらず、本条に定める秘密保持の義務は別段の定めがない限り、本合意の有効期間満了後3年間存続する。

第8条(法的拘束力)

本合意第1条ないし第3条における定めは、本合意時点における本株式譲渡についての甲乙間の了解事項の確認を目的とするものであり、何らの法的拘束力を有しない。

第9条(有効期間)

本合意は本合意締結の日より発効し、本合意が解除される場合又は最終契約の履行が完了した場合を除き、〇〇年〇〇月〇〇日までは有効に存続する。

第10条(準拠法・合意管轄)

- 1 本合意は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本合意に関する一切の紛争(調停を含む。)については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（誠実協議）

甲及び乙は、本合意に定めのない事項及び本合意の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本合意締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

（住 所）

（氏 名）

印

乙

（所在地）

（名 称）

（代表者）

印

(4) 株式譲渡契約書サンプル

株式譲渡契約書

※あくまでも例であり、当事者の意向を制約するものではなく、具体的な内容は、当事者間での調整により設定される。必要に応じて弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

【譲り渡し側株主】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、【譲り渡し側(株式会社)】(代表者:〇〇、本店所在地:〇〇。以下「対象会社」という。)の発行済株式の全てである普通株式〇〇株(以下「本株式」という。)の甲から乙に対する譲渡(以下「本株式譲渡」という。)に関し、本日、以下のとおり株式譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

注:簡易な株式譲渡契約書として、次の条項のみを設ける例もあり得る。

第1条(目的)

第2条(本株式の譲渡)

第3条(譲渡価格)

第4条(本株式譲渡の実行)

第13条(甲の義務)

第14条(乙の義務)

第15条(本契約の解除)

第18条(秘密保持義務)

第27条(誠実協議)

第1章 本株式の譲渡

第1条(目的)

本契約は、対象会社の一層の発展を目指し、本株式を甲が乙に対して譲渡することにより、対象会社の経営権を乙に移転することを目的として、締結する。

第2条(本株式の譲渡)

甲は、乙に対し、本契約の規定に従い、〇〇年〇〇月〇〇日又は甲及び乙が書面により別途合意する日(以下「クロージング日」という。)において、本株式を譲り渡し、乙は甲から本株式を譲り受ける。

第3条(譲渡価格)

本株式譲渡における本株式の対価(以下「本譲渡価額」という。)は、金〇〇円(1株あたり金〇〇円)とする。

第4条(本株式譲渡の実行)

1 甲は、乙に対し、クロージング日に、乙から本譲渡価額の支払を受けることと引換えに、次の各号の書類を交付する。

- ① 甲の印鑑証明書
- ② 本株式に係る株券
- ③ 第5条第2号及び第9条第1号に定める本株式譲渡を承認した対象会社の取締役会決議に係る議事録の原本証明付写し

注:多くの中小企業は、発行済株式が全て譲渡制限株式である会社(いわゆる非公開会社)であり、株式譲渡については会社の承認(原則として、取締役会設置会社では取締役会決議、取締役会非設置会社では株主総会決議を要するが、定款でそれ以外の方法とすることもできる。)が必要である。

④ 第12条第1項及び第2項に定める対象会社の全取締役及び全監査役の辞任届

⑤ 対象会社の株主名簿(クロージング日の前日時点でのもの)の原本証明付写し

2 乙は、甲に対し、クロージング日に、前項各号の書類の引渡しを受けることと引換えに、本譲渡価額を支払う。

3 前項の支払は、乙が下記の銀行口座に振込送金する方法により行う。ただし、振込手数料は乙の負担とする。

記

銀行支店名 〇〇銀行 〇〇支店

口座種別 普通預金

口座番号 〇〇

口座名義 甲

4 本株式譲渡の効力は、本条第1項に従い行われる株券の交付時に生じる。

注:本サンプルは、対象会社が株券発行会社であるという前提である。株券発行会社の場合、有効な株式譲渡のためには、原則として株券の交付が必要である。

5 甲及び乙は、クロージング日において、甲及び乙による本条第1項及び第2項の各義務の履行(以下「クロージング」という。)後直ちに、対象会社をして、本株式に係る甲から乙への株主名簿の名義書換を行わせる。

注:株券発行会社であるか否かにかかわらず、株式譲渡後には、株主名簿の名義書換を行う必要がある。

第2章 前提条件

第5条（乙のクロージングの前提条件）

乙は、クロージング日において甲について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第2項に定める乙の義務を履行する。なお、クロージング日において以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、乙は、第4条第2項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、甲は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める甲の責任を減免されるものではない。

- ① 第7条に規定する甲の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第9条に規定する甲の義務が全て履行されていること。

第6条（甲のクロージングの前提条件）

甲は、クロージング日において乙について次の各号が満たされていることを前提条件として、第4条第1項に定める甲の義務を履行する。なお、クロージング日において以下の各号の条件が一部でも満たされていない場合には、甲は、第4条第1項に定める義務の履行を拒絶できるが、その任意の裁量により、以下の各号の条件の一部又は全部を放棄することができる。ただし、かかる条件の一部又は全部の放棄によっても、以下の各号の条件が充足したとみなされるものではなく、また、乙は、本契約に基づく表明及び保証の違反に基づく責任その他本契約に定める乙の責任を減免されるものではない。

- ① 第8条に規定する乙の表明及び保証が、クロージング日において、真実かつ正確であること。ただし、軽微な点における誤りは除く。
- ② 第10条に規定する乙の義務が全て履行されていること。

第3章 表明及び保証

第7条（甲の表明及び保証）

甲は、乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙1に記載の各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第8条（乙の表明及び保証）

乙は、甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙2に記載の

各事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

第4章 クロージング前の取扱い

第9条（甲の義務）

甲は、乙に対し、本契約締結日後クロージングまでの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。

- ① 甲は、対象会社の取締役会をして、本株式譲渡を承認する旨の決議をさせなければならない。
- ② 甲は、対象会社をして、対象会社の活動を通常の事業活動の範囲内で行わせなければならない。通常の事業活動の範囲外の活動については、事前に乙の同意を得なければ行わせてはならない。
- ③ 甲は、第7条に規定する表明保証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそのの詳細を乙に対して通知する。

第10条（乙の義務）

乙は、甲に対し、本契約締結日後クロージングまでの間に、次の各号に定める義務を履行するものとする。

- ① 乙は、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約(以下本条において「経営者保証」という。))につき、当該契約の相手方(金融機関等、以下本条において「相手方」という。))との間で、書面又は口頭による交渉の実施や、相手方から要請される書類の提出や必要な面談等を行い、経営者保証の解除又は新規差し入れに関し、相手方より意向表明を得た上で、当該意向表明の結果を甲に対して通知する。
- ② 乙は、前号の意向表明の結果、経営者保証の解除又は新規差し入れ手続を進めることができる場合は、相手方から保証契約書、保証差入書等その他手続を進めるために必要となる書面の交付を受け、必要事項を記載の上、これを相手方に差し入れる。
- ③ 乙は、クロージング後直ちに当該変更登記を完了するため、本株式譲渡に伴う対象会社の代表取締役及び取締役の変更登記に係る必要書類(就任承諾書・印鑑登録証書等)の作成を完了させ、当該書類を甲及び相手方に提出する。
- ④ 乙は、本契約締結日後クロージングまでの間に、第8条に規定する表明保証に違反することとなる行為を行わず、違反の事実又はそのおそれが生じた場合、直ちにその旨並びに当該事実又はそのおそのの詳細を甲に対して通

知する。

注:なお、本条①～③は、クロージング時に譲り渡し側の経営者保証の対象となっている債務を譲り受け側の資力により返済し、別途譲り受け側が借り換えを行う場合は不要。

第5章 クロージング後の取扱い

第11条（役員退職慰労金の支払）

- 1 乙は、対象会社をして、クロージング後速やかに、クロージングに際して対象会社の代表取締役を辞任する甲に対して金〇〇円の役員退職慰労金を支払う旨の承認決議を行わせ、甲に対して当該役員退職慰労金を支払わせるものとする。
- 2 乙は、対象会社をして、前項の金員を、下記の銀行口座に振込送金する方法により支払わせる。ただし、振込手数料は対象会社の負担とする。

記

銀行支店名 〇〇銀行 〇〇支店
口座種別 普通預金
口座番号 〇〇
口座名義人 甲

- 3 乙は、対象会社をして、本条に定める役員退職慰労金の支払について、法令等に従い、所要の源泉徴収を行わせる。

第12条（対象会社の役員）

- 1 甲は、クロージング日付の辞任届を作成して対象会社に提出し、クロージングに際して対象会社の取締役及び代表取締役を辞任する。
- 2 甲は、対象会社の甲以外の全取締役及び全監査役をして、クロージング日付の辞任届を作成させて対象会社に提出させ、クロージングに際して対象会社の取締役ないし監査役を辞任させる。
- 3 甲は、乙がクロージング日においてクロージング後直ちに対象会社の株主総会を開催して、乙が、(i)別途指定するとおり対象会社の定款を変更し、かつ、(ii)別途指名する者を対象会社の役員に選任できるよう協力する。

第13条（甲の義務）

- 1 甲は、クロージング後、乙の合理的な求めに応じて、必要な引継ぎ（決算及び税務申告に関するものを含む。）について、合理的な範囲で協力する。甲及び乙は、別途協議して、引継ぎの詳細を取り決める。

- 2 甲は、本契約締結後○年間は、乙及び対象会社の書面による承諾がない限り、対象会社と競業関係に立つ業務を行わず、又は第三者をしてこれを行わせるしない。
- 3 甲は、本契約締結後○年間、自ら又はその関係者を通じて、対象会社の従業員を勧誘し、対象会社からの退職を促し、又はその他何らの働きかけも行わないことを約する。
- 4 甲は、乙又は対象会社が、甲の表明及び保証が正確若しくは真実でなかったこと又は甲の本契約上の債務不履行に関し、第三者から損害賠償の請求その他のクレームを受けた場合、乙からの求めに応じ、当該クレームの処理につき乙又は対象会社に協力する。
- 5 甲は、本株式について、所有権、株主権その他の権利を主張する第三者の存在が判明した場合には、甲の費用と責任において、当該第三者が主張する本株式に関する一切の権利を消滅させる。
- 6 甲は、クロージング前の商取引等に関する税務調査を受けた乙から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。

第14条（乙の義務）

- 1 乙は、原則として、クロージング後、対象会社の従業員を全員継続雇用する。
- 2 乙は、クロージング前の商取引等に関する税務調査を受けた甲から連絡を受けた場合には、相互に協力して対応する。
- 3 乙は、対象会社をして、対象会社の債務を対象会社の役職員が保証している契約につき、当該契約の相手方と書面又は口頭による交渉を行い、当該保証の解除を合意させなければならない。乙は、当該保証が合意解除されたことを示す書類を甲に交付するよう最大限努力する。甲が対象会社のために保証している契約について、保証債務の履行その他の損害、損失又は費用が発生した場合には、乙は、甲の損害、損失又は費用を補償する。

第6章 解除

第15条（本契約の解除）

- 1 甲及び乙は、相手方に本契約に定める表明保証、義務又は約束に違反があった場合、相当期間を定めて催告し、相手方が当該期間内にこれを是正しないときは、クロージング前に限り、本契約を解除することができる。
- 2 甲及び乙は、前項の定めにかかわらず、相手方が、別紙1の(1)⑤及び(2)⑭に規定する第7条に基づく甲の表明及び保証に違反した場合又は別紙2の⑤に規定する第8条に基づく乙の表明及び保証に違反した場合には、相手方

に対して書面で通知することで、本契約を解除することができる。

- 3 本契約の解除後も、第7章の規定に基づく補償の請求は妨げられない。

第7章 補償

第16条（甲による補償）

- 1 甲は、乙に対し、第7条に定める甲の表明保証の違反又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因又は関連して乙が被った損害、損失又は費用（合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。）を補償する。
- 2 前項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クロージング日から〇年経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。
- 3 甲は、乙が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。
- 4 本契約に商法第526条の規定は適用されないものとする。

第17条（乙による補償）

- 1 乙は、甲に対し、第8条に定める乙の表明保証の違反又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因又は関連して甲が被った損害等を補償する。
- 2 前項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、甲が、クロージング日から〇年経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。
- 3 乙は、甲が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

第8章 一般条項

第18条（秘密保持義務）

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から〇年間、(i)本契約の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約に係る交渉の経緯及び内容に関する事実（以下「秘密情報」と総称する。）を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する

情報は、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
- ① 自己(甲においては対象会社を含む。)の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本契約に基づく取引のために合理的に必要な範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体(事業承継・引継ぎ支援センターを含む。)等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に(それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに)通知しなければならない。

第19条 (第三者への公表日)

- 1 本契約締結及びこれに関する一切の事実の対外的公表の日(以下「公表日」という。)は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。当該対外的公表の方法等については、甲及び乙が協議の上決定する。
- 2 各当事者は、公表日まで、本契約締結及びこれに関する一切の事実について秘密保持に努めるものとする。

第20条 (公租公課及び費用)

甲及び乙は、原則として、本契約及び本契約が予定する取引に関連して発生する公租公課、アドバイザーに対する費用・報酬、その他一切の費用については、各自これを負担する。

第21条（通知等）

本契約に関する相手方に対する通知等は、後記当事者欄記載の住所ないし所在地に対して行われる。ただし、甲及び乙は、本契約締結後、書面により相手方に通知することにより、連絡先の変更を行うことができる。本条に従い通知等がされたにもかかわらず、当該通知等が延着し又は未着となった場合、通常到達すべき日に到達したものとみなされ、その効力が発生する。

第22条（残存効）

本契約が終了した場合であっても、第7章及び第8章（第19条を除く。）の規定は引き続き効力を有する。

第23条（完全合意）

本契約は、本株式譲渡に関する当事者の完全な合意であり、これ以前に本株式譲渡に関して甲乙間で交わされた文書、口頭を問わず、いかなる取決め（秘密保持に関する契約を含む。）も全て失効する。

第24条（契約上の地位又は権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第25条（条項の可分性）

本契約の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けない。

第26条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(住 所)

(氏 名)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(別紙1) 甲が表明及び保証する事項

(1) 甲に関する表明及び保証

① 自然人

甲は、日本国籍を有し日本国に居住する自然人であること。

② 本契約の締結及び履行

甲は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

③ 強制執行可能性

本契約は、甲により適法かつ有効に締結されており、かつ乙により適法かつ有効に締結された場合には、甲の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、甲に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

甲による本契約の締結及び履行は、(i)甲に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii)甲が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、甲による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、甲を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来かかる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

甲は、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

なお、反社会的勢力とは、以下の者のことを指し、本契約において以下同じとする。

- i 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。)
- ii 暴力団員(暴力団の構成員をいう。)
- iii 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者をいう。)
- iv 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等、暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与

する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)

- v 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vi 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- vii 特殊知能暴力集団等(上記 i ないし vi に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- viii その他上記 i ないし vii に準ずる者

⑥ 倒産手続等の不存在

甲について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑦ 対象会社との取引の不存在

クロージング日において、甲と対象会社の間には、甲が対象会社の役員として提供する役務及びそれに対する報酬等の支払を除き、役務、便益の提供その他の取引(契約書の有無を問わない。)は存在しないこと。ただし、本契約において記載がある事項については、この限りではない。

(2) 対象会社に関する表明及び保証

① 対象会社の設立及び存続

対象会社は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を有していること。

② 対象会社の株式

- i 対象会社の発行済株式は本株式が全てであること。本株式は、その全てが適法かつ有効に発行され、全額払込済みの普通株式であること。
- ii 甲は、本株式の全てを何らの負担、制限及び制約のない状態で、適法かつ有効に所有していること。
- iii 本株式について、訴訟等、クレーム等、司法・行政機関等の判断等は存在しないこと。
- iv 対象会社は、転換社債、新株引受権付社債、新株引受権、新株予約権、新株予約権付社債その他対象会社の株式を取得できる権利を発行又は付与していないこと。

③ 子会社及び関連会社の不存在

対象会社は、子会社及び関連会社を有していないこと。

④ 倒産手続等の不存在

対象会社について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

⑤ 計算書類等

〇〇年〇〇月〇〇日を終期とする事業年度に係る対象会社の計算書類その他の甲が乙に開示した計算書類等(以下「本計算書類等」という。)は、適用ある法令等及び日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って作成されており、その作成基準日及び対象期間における対象会社の財政状態及び経営成績を、重要な点において正確に示していること。

⑥ 資産

対象会社は、その事業の遂行のために使用している有形又は無形資産につき、有効かつ対抗要件を具備した所有権、賃借権又は使用権を保有しており、かかる資産上には対象会社以外の者に対する債権を被担保債権とする担保権は存在しないこと。また、対象会社の所有に係る不動産は、良好な状態に維持されており、重要な変更を加えられていないこと。

⑦ 知的財産権

対象会社は、その事業を遂行するにあたり必要な全ての特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権(以下「知的財産権」という。)について、自ら保有するか又は知的財産権を使用する権利を有しており、第三者の知的財産権を侵害しておらず、過去に侵害した事実もなく、侵害しているとのクレームを受けたこともないこと。また、第三者が対象会社の知的財産権を侵害している事実もないこと。

⑧ 負債

対象会社は、保証契約、保証予約、経営指導念書、損失補填契約、損害担保契約その他第三者の債務を負担し若しくは保証し、又は第三者の損失を補填し若しくは担保する契約の当事者ではないこと。対象会社は、〇〇年〇〇月〇〇日以降、通常の業務過程で生じる債務及び負債、本計算書類等に記載された負債、第11条に従い甲に支払われる役員に係る役員退職慰労金債務を除き、一切の債務及び負債を負担していないこと。

⑨ 重要な契約

対象会社が締結する重要な契約は全て有効に成立・存続し、それぞれ各契約の全当事者を拘束し、かつ執行可能な義務を構成すること。全ての重

要な契約に関し、これらの内容を変更若しくは修正し、又は契約の効果を減ずるような約束は、口頭又は文書を問わず一切存在しないこと。全ての重要な契約について、本契約の締結及び履行は解除事由又は債務不履行を構成せず、また、当該契約の相手方による理由なき解除を認める規定は存在しないこと。全ての重要な契約について、対象会社の債務不履行の事実は存在せず、また、今後債務不履行が発生するおそれもないこと。

⑩ 競業避止義務の不存在

対象会社は、取引先等との契約において、競業避止義務等の義務のうち、その事業の遂行に重大な影響を与える制限を内容とする義務を負っていないこと。

⑪ 労働関係

対象会社は、その従業員に対し法令等上支払義務を負っている全ての賃金を支払っていること。対象会社には、以下に記載されたもの以外にストライキ、ピケッティング、業務停止、怠業その他従業員との間での労働紛争は存在しないこと。対象会社は、いかなる従業員に対しても、退職金等の経済的利益を提供する義務を負っていないこと。対象会社においては、以下の一又は複数の労働組合が組織されており、対象会社と当該労働組合との間で以下の労働協約が締結されていること及び以下に記載されたもの以外に組織された労働組合はなく、締結されている労働協約も存在しないこと。

(略)

⑫ 税務申告等の適正

対象会社は、過去7年間、国内外において、法人税をはじめとする各種課税項目及び社会保険料等の公租公課について適法かつ適正な申告を行っており、適時にその支払を完了していること。また、クロージング日以前の事業に関して、対象会社に対する課税処分がなされるおそれは存在しないこと。

⑬ 法令遵守

対象会社は、過去〇年間に於いて、適用ある法令等(労働関連の各法令等を含む。)及び司法・行政機関等の判断等を、重要な点において、遵守しており、重要な点において、これらに違反したことはないこと。対象会社は、過去〇年間に於いて、事業停止等の一切の行政処分を受けていないこと。

⑭ 反社会的勢力との関係の不存在

対象会社及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。対象会社の従業員は、甲の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与

その他一切の関係又は交流がないこと。

⑮ 情報開示

本契約の締結及び履行に関連して、甲又は対象会社が、乙に開示した本株式又は対象会社に関する一切の情報(本契約締結日前後を問わず、また、書面等の記録媒体によると口頭によるとを問わない。)は、重要な点において、全て真実かつ正確であること。

注: 表明保証条項は、乙側から上記のような内容のものを、もし事実と異なるところがあれば予め教えて欲しいという趣旨も込めて提案されることがある。その場合、甲側としては、表明保証の内容について理解し、事実と異なるところがあれば(例えば、中小企業の場合、計算書類に誤りが含まれていること等は多い。)、契約書の中に、表明保証の対象から除外する事項を別途明記する必要がある。表明保証の内容をよく理解せずに事実と反することを表明保証してしまうと、後に損害賠償等のトラブルになる可能性があるので注意が必要である。

(別紙2) 乙が表明及び保証する事項

① 設立及び存続

乙は、日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する株式会社であり、現在行っている事業に必要な権限及び権能を全て有しており、法令等上の制限及び制約を受けていないこと。

② 本契約の締結及び履行

乙は、本契約を適法かつ有効に締結し、これを履行するために必要な権限及び権能を有していること。乙による本契約の締結及び履行は、その目的の範囲内の行為であり、乙は、本契約の締結及び履行に関し、法令等又は乙の定款その他内部規則において必要とされる手続を全て適法に履践していること。

③ 強制執行可能性

本契約は、乙により適法かつ有効に締結されており、かつ甲により適法かつ有効に締結された場合には、乙の適法、有効かつ法的拘束力のある義務を構成し、かかる義務は、本契約の各条項に従い、乙に対して執行可能であること。

④ 法令等との抵触の不存在

乙による本契約の締結及び履行は、(i) 乙に適用ある法令等又は司法・行政機関等の判断等に違反するものではなく、(ii) 乙の定款その他内部規則に違反するものではなく、(iii) 乙が当事者である契約等について、債務不履行事由等を構成するものではないこと。また、乙による本契約の締結又は履行に重大な影響を及ぼす、乙を当事者とする訴訟等は係属しておらず、かつ、将来か

かる訴訟等が係属するおそれもないこと。

⑤ 反社会的勢力との関係の不存在

乙及びその役員は反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。乙の従業員は、乙の知る限り、反社会的勢力ではなく、反社会的勢力との間に取引、資金の提供、便宜の供与、経営への関与その他一切の関係又は交流がないこと。

⑥ 倒産手続等の不存在

乙について、支払停止、手形不渡、銀行取引停止等の事由は生じておらず、かつ、破産、民事再生、会社更生、特別清算等の倒産手続開始の申立てはされておらず、それらの申立て事由も生じておらず、私的整理も行われていないこと。

(5)事業譲渡契約書サンプル

事業譲渡契約書

※あくまでも例であり、当事者の意向を制約するものではなく、具体的な内容は、当事者間での調整により設定される。必要に応じて弁護士等の専門家に相談することが望ましい。

【譲り渡し側】(以下「甲」という。)及び【譲り受け側】(以下「乙」という。)は、甲が現に営む事業のうち、〇〇事業(以下「承継対象事業」という。)を乙に譲渡することに関し、以下のとおり事業譲渡契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(事業譲渡)

甲は、本契約に定める条項に従い、承継対象事業を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける(以下「本事業譲渡」という。))。

第2条(クロージング日)

本事業譲渡を行う日(以下「クロージング日」という。)は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。ただし、手続上の都合等により必要があるときは、甲乙協議のうえクロージング日を変更することができる。

第3条(承継対象財産)

- 1 本事業譲渡により、甲は乙に対し、クロージング日をもって、(i)承継対象事業に属する別紙1に記載の資産(以下「承継対象資産」という。)を譲渡するものとし、(ii)承継対象事業に関して甲が締結している別紙2に記載の第三者との間の契約(修正、変更、付随契約、特約等を含む。以下「承継対象契約」という。)における契約上の甲の地位の一切を移転するものとする。なお、別紙1及び2に記載された以外の資産又は契約を、本事業譲渡に伴い譲渡する場合、その価額等については甲乙が協議の上で決定するものとする。

注:事業譲渡の対象となる承継対象財産を特定することが重要である。個別の動産レベルまで全て厳密に特定する必要はないが、貸借対照表上の各表示科目に沿って可能な限り具体的に特定することが望まれる(ただし、登記手続を伴う不動産等については、地番や面積等まで個別に厳密に特定しておく必要がある。))。

- 2 本事業譲渡により、乙は、クロージング日をもって、承継対象事業に関し甲が負担する別紙3に記載の債務(以下「承継対象債務」といい、承継対象資産、承継対象契約及び承継対象債務を総称して「承継対象財産」という。)を免責的に引き受けるものとし、甲及び乙は、かかる債務の引受けにつき必要な手続

(当該債務の引受けに対する当該債務の債権者からの承諾の取得を含む。)を相互に協力の上、行うものとする。なお、甲及び乙は、乙が承継対象債務以外のいかなる債務も承継しないことを確認する。

注：債務も承継対象財産に含めることは可能であるが、譲り受け側は債務を負担し、譲り渡し側は債務を免れるという形(免責的債務引受)とするためには、その旨の債権者の承諾が必要となる。そのような承諾がない場合には、原則として、譲り渡し側・譲り受け側の連帯債務となる(併存的債務引受)。

第4条（取引先の承継）

甲は、承継対象事業に関する甲の仕入先・販売店・下請先等の取引先（以下「取引先」という。）に対して、公表日（第19条において定義される。）以降クロージング日の前日までに、本事業譲渡について十分な説明を行い、かつ、乙が取引先を承継できるよう、取引先の承諾を得るものとする。万が一、乙が取引先の全部又は一部を承継できない場合は、甲乙で別途協議の上対策を講じるものとする。

第5条（従業員の取扱い）

- 1 甲は、承継対象事業に従事している甲の従業員を、乙の従業員として転籍させるものとし、詳細については甲乙別途協議の上決定するものとする。
- 2 甲は、クロージング日に、前項により乙に転籍する従業員に対し、クロージング日までに発生する賃金・退職金債務その他甲との労働契約に基づき又はこれに付帯して発生した一切の債務を履行し、乙は同債務を承継しないものとする。

第6条（譲渡代金）

- 1 承継対象事業の譲渡の対価（以下「譲渡代金」という。）は、金〇〇円（消費税及び地方消費税を別途支払うものとする。）とする。
- 2 乙は、譲渡代金をクロージング日までに、甲が別途指定する銀行口座に振込送金する方法により、甲に支払う。なお、振込手数料は乙の負担とする。

第7条（株主総会決議）

甲は、クロージング日までに、本契約の承認及び本事業譲渡に必要な事項に関する甲の株主総会の決議を得るものとする。

注：株式会社が全事業の事業譲渡を行う場合等には、原則として、出席株主の議決権の3分の2以上による株主総会決議（特別決議）が必要となる。

第8条（許認可）

甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本事業譲渡に必要な許認可の取得、登録、届出等の手続を協力して行うものとし、手続に必要な費用は乙の負担とする。

第9条（移転手続）

- 1 甲は、承継対象財産の細目を記載した引継書を作成し、クロージング日に当該引継書とともに承継対象財産並びに関係証憑、帳簿類及び承継対象事業に含まれる甲の取引先リストを乙に引き渡すものとする。
- 2 前項の承継対象財産の引渡しにつき、移転行為又は対抗要件としての登記・登録・通知・裏書・第三者の承諾等の諸手続を必要とするものについては、クロージング日後30日以内に当該手続を完了するものとする。ただし、乙が免除又は手続完了の遅延を了承した手続についてはこの限りではない。

第10条（表明及び保証）

1 甲による表明及び保証

甲は、乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙4-1（甲の表明保証事項）に掲げる各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

2 乙による表明及び保証

乙は、甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、別紙4-2（乙の表明保証事項）に記載された各事項が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

第11条（公租公課等の負担）

- 1 承継対象財産に対する固定資産税等の公租公課、保険料、電気・水道・ガス等の使用料金等については、納税告知書、請求書等の宛名名義の如何にかかわらず、日割計算によりクロージング日前日までの分は甲が負担し、クロージング日以降の分は乙が負担する。
- 2 第9条第2項の移転手続に要する登録免許税等の公租公課は、乙が負担する。

第12条（善管注意義務）

甲は、本契約締結のときからクロージング日まで、承継対象事業及び承継対象財産を善良な管理者の注意をもって管理し、承継対象事業及び承継対象財産に重大な影響・変動を及ぼす行為をする場合は、予め乙の書面による承諾を得

なければならない。

第13条（競業避止義務）

甲は、クロージング日以後〇年間は、乙が承継する承継対象事業と競合する事業を自ら行わず、また他人をして行わせないものとする。

第14条（本事業譲渡実行の前提条件）

1 甲の義務の前提条件

甲の本事業譲渡を実行する義務（承継対象財産の譲渡を含む。）は、クロージング日において以下の各条件の全てが成就していることを前提とする。ただし、甲は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- ① 第10条第2項において規定された乙による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 乙が、クロージング日までに本契約に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。

2 乙の義務の前提条件

乙の本事業譲渡を実行する義務（第6条第2項に定める譲渡代金支払義務を含む。）は、クロージング日において以下の各条件の全てが成就していることを前提とする。ただし、乙は、以下の各条件のいずれについても、その裁量により条件不成就を主張する権利を放棄することができる。

- ① 第10条第1項において規定された甲による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
- ② 甲が、クロージング日までに本契約に基づきなすべき義務を全ての重要な点において履行しかつ遵守していること。
- ③ クロージング日までに、本事業譲渡を承認する甲の株主総会議事録の原本証明付写しが乙に対し提出されていること。

第15条（事業譲渡条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結の日からクロージング日までの間において、以下のいずれかの事由が甲又は乙に生じた場合は、他方当事者は、クロージング日までの間に限り本契約を解除することができる。ただし、甲及び乙は、解除を行うに際しては事前に協議を行うものとする。また、甲及び乙は、本契約の解除に代えて、協議の上、本契約を変更することができる。

- ① 天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じた場合。

- ② 本契約に定める甲又は乙の義務に重大な違反が存する場合。
- ③ 甲が、通常の業務の範囲を超えて、承継対象事業の価値を減少させ、又は本事業譲渡の実行を困難にするおそれのある行為を新たに行った場合(ただし、甲乙間にて合意の上行う場合を除く。)
- ④ その他本事業譲渡の実行に重大な支障となる事態(第14条の前提条件不充足を含む。)又は本事業譲渡を困難にする事態が生じている場合。

第16条 (甲による補償)

- 1 甲は、乙に対し、第10条第1項に定める甲の表明保証の違反又は本契約に基づく甲の義務の違反に起因又は関連して乙が被った損害、損失又は費用(合理的な弁護士費用を含む。以下「損害等」という。)を補償する。
- 2 前項の補償のうち、甲の表明保証の違反に基づく補償責任は、乙が、クロージング日から〇年経過するまでに書面により甲に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。
- 3 甲は、乙が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。
- 4 本契約に商法第526条の規定は適用されないものとする。

第17条 (乙による補償)

- 1 乙は、甲に対し、第10条第2項に定める乙の表明保証の違反又は本契約に基づく乙の義務の違反に起因又は関連して甲が被った損害等を補償する。
- 2 前項の補償のうち、乙の表明保証の違反に基づく補償責任は、甲が、クロージング日から〇年経過するまでに書面により乙に請求した場合に限り生じるものとし、合計損害額〇〇円を上限とする。
- 3 乙は、甲が第1項に基づく補償の請求の対象となる自らの損害等の拡大を防止するための措置を執らなかったことにより拡大した損害等については、第1項に基づく補償責任を条理上合理的な範囲で免れるものとする。

第18条 (秘密保持義務)

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から〇年間、(i)本契約の検討又は交渉に関連して相手方から開示を受けた情報、(ii)本契約の締結の事実並びに本契約の存在及び内容、並びに(iii)本契約に係る交渉の経緯及び内容に関する事実(以下「秘密情報」と総称する。)を、相手方の事前の書面による承諾なくして第三者に対して開示してはならず、また、本契約の目的以外の目的で使用してはならない。ただし、上記(i)の秘密情報のうち、以下の各号のいずれかに該当する

情報は、秘密情報に該当しない。

- ① 開示を受けた時点において、既に公知の情報
 - ② 開示を受けた時点において、情報受領者が既に正当に保有していた情報
 - ③ 開示を受けた後に、情報受領者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - ④ 開示を受けた後に、情報受領者が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - ⑤ 情報受領者が秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する場合には、秘密情報を第三者に開示することができる。
- ① 自己の役員及び従業員並びに弁護士、公認会計士、税理士、司法書士及びフィナンシャル・アドバイザーその他のアドバイザーに対し、本契約に基づく取引のために合理的に必要とされる範囲内で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限るものとし、かかる義務の違反については、その違反した者に対して秘密情報を開示した当事者が自ら責任を負う。
 - ② 法令等の規定に基づき、裁判所、政府、規制当局、所轄官庁その他これらに準じる公的機関・団体（事業承継・引継ぎ支援センターを含む。）等により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲内で当該秘密情報を開示する場合。なお、かかる場合、相手方に対し、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければならない。

第19条（第三者への公表日）

- 1 本契約締結及びこれに関する一切の事実の対外的公表の日（以下「公表日」という。）は、〇〇年〇〇月〇〇日とする。当該対外的公表の方法等については、甲及び乙が協議の上決定する。
- 2 各当事者は、公表日まで、本契約締結及びこれに関する一切の事実について秘密保持に努めるものとする。

第20条（契約上の地位又は権利義務の譲渡等）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、直接又は間接を問わず、第三者に譲渡、移転、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

第21条（準拠法・管轄）

- 1 本契約は、日本法に準拠し、これに従って解釈される。
- 2 本契約に関する一切の紛争（調停を含む。）については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第22条（誠実協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の条項に関して疑義が生じた場合には、信義誠実の原則に従い、誠実に協議の上解決する。

（以下、本頁余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

乙

(所在地)

(名 称)

(代表者)

印

(別紙1)

承継対象資産

【承継する資産を記載する】

例

- 1 甲が所有する後記不動産目録記載の土地及び建物
- 2 以下に列挙する上記1記載の建物の附属設備、構築物
(略)
- 3 以下に列挙する上記1記載の建物内に設置された機械装置
(略)
- 4 以下に列挙する承継対象事業に関連する工具器具備品
(略)
- 5 以下に列挙する承継対象事業に関連する車両運搬具
(略)
- 6 以下に列挙する承継対象事業に関連する在庫(商品、原材料、貯蔵品)
(略)
- 7 以下に列挙する承継対象事業に関連する電話加入権
(略)
- 8 以下に列挙する承継対象事業に関連するソフトウェア
(略)
- 9 その他承継対象事業に必要な一切の資産(ただし、現預金、売掛金を除く)
...

(別紙2)

承継対象契約

【承継する契約を記載する】

例

- 1 令和元年6月5日付け株式会社〇〇との間に締結した取引基本契約
- 2 令和2年2月1日付け株式会社〇〇との間に締結した建物賃貸借契約
...

(別紙3)

承継対象債務

【承継する債務を記載する】

例

- 1 令和元年6月5日付け株式会社〇〇との間に締結した取引基本契約第8条に規定する株式会社〇〇に対する保証金返還債務

...

(別紙4-1)

甲による表明及び保証

【甲による表明及び保証の内容を記載する】

(別紙4-2)

乙による表明及び保証

【乙による表明及び保証の内容を記載する】

(参考資料8)円滑な廃業を支援する施策

廃業を予定する中小企業に対しては、主に以下の支援措置が整備されている。

(1)経営安定特別相談室

商工会議所や都道府県商工会連合会が「経営安定特別相談室」を設置し、廃業を検討する事業者に対して士業等専門家が各種法的手続に関するアドバイスをを行っている。

＜参考＞「経営安定特別相談室」の概要

- 全国の主要な商工会議所又は都道府県商工会連合会に設置。士業等専門家が相談に応じ、問題の解決を支援（相談を受けるための費用は無料）。

（支援内容の例）

- ・ 経営・財務内容の把握と分析
- ・ 手形処理、事業転換等の指導
- ・ 債権者等の関係者への協力要請
- ・ 民事再生法等の倒産関係法律の手続に関する助言等

◆ 経営安定特別相談室：

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-0.pdf

(2)「経営者保証に関するガイドライン」

「経営者保証に関するガイドライン」（「用語集」参照）では、経営者による個人保証（経営者保証）について、

- ・ 法人と経営者との関係が明確に区分・分離されている場合等に、経営者保証を求めないこと
- ・ 多額の経営者保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定期間の生計費に相当する額（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて約100万円～約360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられること等を検討すること
- ・ 保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること等を定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、早期の事業清算への着手等を促している。

「経営者保証に関するガイドライン」本文及びQ & Aの詳細等は、日本商工会議所及び全国銀行協会のHPに記載している。

◆ 日本商工会議所：<http://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html>

◆ 全国銀行協会：<https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

(3) 事業承継・引継ぎ支援センター(経営資源の引継ぎ)

事業承継・引継ぎ支援センターは、中小 M&A のマッチング及びマッチング後の支援、従業員承継等に係る支援に加え、事業承継に関連した幅広い相談対応を行っているが、廃業を希望している者の事業又は事業用資産等の経営資源の引継ぎについての相談にも対応している。

具体的には、廃業を希望している者に対して、マッチングの相手探し、又は、経営資源の引継ぎについての支援を行う。

各地域の事業承継・引継ぎ支援センターについては、参考資料3「事業承継・引継ぎ支援センター連絡先一覧」を参照されたい。

◆ 中小企業基盤整備機構(事業承継・引継ぎ支援センター)：

<https://shoukei.smrj.go.jp/>

(4) 地域経済活性化支援機構(特定支援業務)

地域経済活性化支援機構は、これから廃業しようとする、又は、既に廃業済みの中小企業を対象として、「経営者保証に関するガイドライン」に則り、企業債務と経営者保証人の保証債務の一体整理をサポートする業務(特定支援業務)を行っている。

経営者保証人は早期に廃業を決断し当該業務を利用することで、商取引先に迷惑を掛けることなく、自己破産を回避し、破産手続よりも多くの私財を残すことが可能となる。

◆ 地域経済活性化支援機構：<http://www.revic.co.jp/>

(5) 日本弁護士連合会(ひまわりほっとダイヤル)

ひまわりほっとダイヤルは、日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスである。

廃業に伴う債務整理手続や経営資源の引継ぎ等に関する、法的な観点に基づく助言等の相談に対応している。

◆ 日本弁護士連合会(ひまわりほっとダイヤル)：

https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/about_himawari.html

(参考資料9)各種サポートツール

中小企業及びその支援機関等向けに、以下の各種サポートツールが整備されている。

(1) ローカルベンチマーク(経済産業省)

企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツールとして、企業の経営者等や金融機関をはじめとする支援機関等が、企業の状態を把握し、双方が同じ目線で対話を深め、お互いに課題を認識し、行動につなげていくための基本的な枠組みであり、事業性評価の「入口」として活用されることが期待されるものである。

◆ 「ローカルベンチマーク(通称:ロカベン)」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

(2) 経営デザインシート(内閣府知的財産戦略推進事務局)

これから提供したい価値やそのビジネスモデルと資源等の事業の将来像を構想し、それに向けた戦略を策定するためのツールである。中小 M&A においては、譲り受け側が、譲り渡し側の協力を得て、統合後の自社の将来を構想する場面等で活用することができる。

◆ 「経営をデザインする」

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keiei_design/



(3) スマート SME サポーター(経済産業省中小企業庁)

中小企業の生産性向上に資する IT ツールを提供する IT ベンダー等を情報処理支援機関(スマート SME サポーター)として認定する制度である。

◆ 「認定情報処理支援機関(スマート SME サポーター)制度」

<https://www.smartsme.go.jp/>

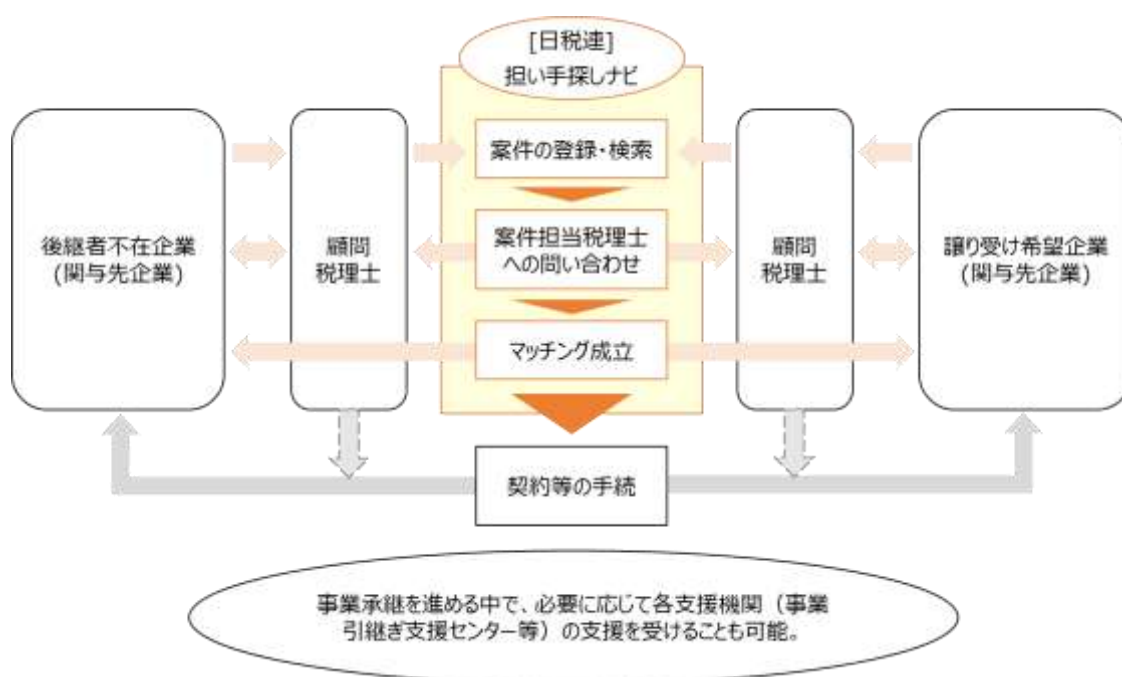
（参考資料10）日本税理士会連合会「担い手探しナビ」

日本税理士会連合会（略称：日税連）は、平成30年10月から、顧問税理士が関与先企業の譲り渡し及び譲り受け双方の窓口となって引継ぎ先を探すためのマッチングサイト「担い手探しナビ」の運用を開始。

◆「担い手探しナビ」の概要

「担い手探しナビ」は、利用申請をした税理士のみが利用できるサイトとなっており、税理士は関与先企業からの依頼を受け、譲り渡し又は譲り受け案件の登録、案件の検索・閲覧及び案件を担当する税理士への問い合わせを行うことができる。

「担い手探しナビ」の概要図は、以下のとおりである。



◆「担い手探しナビ」の主な特徴

- ① 譲り渡し希望、譲り受け希望のいずれも案件を登録することができる。
- ② 法人・個人、規模の大小を問わず案件を登録することができる。
- ③ 案件はノンネーム情報となっており、登録に当たっては企業情報を把握した顧問税理士が相談の上で登録する。案件の詳細内容は税理士を通じて問い合わせることができる。
- ④ 税理士は無料で「担い手探しナビ」を利用することができる。

重要事項説明書

(M&A仲介契約/FA契約)

令和 年 月 日

殿(甲)

M&Aの仲介契約又はFA契約の内容等について、中小M&Aガイドラインに基づき、次のとおり説明します。

(乙)

商号又は名称：

代 表 者：

住 所：

連 絡 先

この書面には、☐仲介契約 又は ☐FA契約を締結する上での留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点をご確認ください。

(1) 仲介契約とFA契約の違いと特徴及びこれから締結しようとする契約

・仲介契約

仲介者は、M&Aの当事者双方から依頼を受けます。依頼者のM&Aの相手方(候補先を含む。)に対して、依頼者に対して提供するのと同様の業務を提供します。また、依頼者からのみならず、相手方からも手数料の支払を受けることが通常です。

M&Aの当事者双方から依頼を受けているため、いずれか一方の利益のみを優先的に取り扱うことはできないものの、双方の意向を一元的に把握し、双方の共通の目的であるM&Aの成立を目指し、助言や調整を行います。

・FA契約

ファイナンシャル・アドバイザー(以下「FA」といいます。)は、M&Aの当事者の一方のみから依頼を受けます。依頼者のM&Aの相手方(候補先を含む。)に対して、依頼者に対して提供するのと同様の業務を提供することはありません。依頼者からのみ手数料の支払を受け、相手方から手数料の支払は受けません。

M&Aの当事者の一方のみから依頼を受けているため、依頼者の意向を踏まえて、依頼者にとって有利な条件でのM&Aの成立を目指し、助言や調整を行います。

貴社又はあなた(甲)と当社(乙)との間の契約類型は、以下のとおりです。

【該当する契約類型(□)に✓が入っています。】

☐ 当社(乙)は、貴社又はあなた(甲)の M&A 取引の相手方となる者に対しても、甲に提供する業務と同様の業務を提供します(仲介)。その場合には、甲の相手方からも手数料を受け取ります。(仲介契約)※

☐ 当社(乙)は、貴社又はあなた(甲)の M&A 取引の相手方となる者に対しては、甲に提供する業務と同様の業務を提供しません(FA)。甲の相手方からは手数料を受け取りません。(FA 契約)

※ 中小 M&A ガイドラインにおいて仲介者は、利益相反のリスクを最小限とするため、最低限、以下のような措置を講じることが必要であるとされています。

- ・ 譲り渡し側・譲り受け側の両当事者と仲介契約を締結する仲介者であるということ(特に、仲介契約において、両当事者から手数料を受領することが定められている場合には、その旨)を、両当事者に伝える。
- ・ バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)、デュー・ディリジェンス(DD)といった、一方当事者の意向を踏まえた内容となりやすい工程に係る結論を決定しない。依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える。
- ・ 仲介契約締結に当たり、予め、両当事者間において利益相反のおそれがあるものと想定される事項について、各当事者に対し、明示的に説明を行う。また、別途、両当事者間における利益相反のおそれがある事項(一方当事者にとってのみ有利又は不利な情報を含む。)を認識した場合には、この点に関する情報を、各当事者に対し、適時に明示的に開示する。

(2) 仲介業務/FA 業務の範囲・内容

当社(乙)が貴社又はあなた(甲)に対し、M&Aのプロセスの各段階において提供する業務は、以下のとおりです。

M&A のプロセス	提供する主な業務
バリュエーション(企業価値評価・事業価値評価)	○譲り渡し側の財務状況の分析 ○財務状況の分析を踏まえたバリュエーションの実施(時価純資産法、マルチプル法、DCF 法等の複数のアプローチにより実施) ※仲介者の場合は、確定的なバリュエーションの実施はできず、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めることができる旨等も明示が必要。
マッチング	○M&A 実施に関する提案 依頼者の希望(譲渡額、取引条件等)について丁寧に聴取。聴取内容を踏まえた上での提案 ○候補者の選定・報告 依頼者の希望や M&A 実施後のシナジー等も踏まえた上での候補先の探索、選定、紹介(マッチングの進捗等については遅滞なく報告) ○企業概要書の作成・提供 譲り渡し側の事業内容、財務状況、株主・役員構成、組織図、従業員構成(正社員・業務委託の別、部署の構成等)、商流、不動産、所持する技術・特許・許認可、今後の事業の展望等について記載した企業概要書の作成・提供(情報提供にあたっては譲り渡し側の提案許可の承諾を取得し、秘密保持契約の締結等の必要な手続も支援) ○意向表明書の作成支援 譲り受け側が譲り渡し側に提示する意向表明書の作成支援
基本合意の交渉・締結	○交渉にあたっての論点の洗い出し・整理、条件面の交渉・調整の支援、M&A のスキームの提案 ○トップ面談の調整(事前準備～当日の詳細な段取りのサポートを含む) ○基本合意書の作成支援
デュー・ディリジェンス(DD)	○譲り渡し側における開示資料の整理・作成支援 ○DD の実施スケジュールの調整・管理 ○各種 DD(ビジネス・財務・法務・税務)の実施又は実施支援(ただし、法務 DD、税務 DD については外部の士業等専門家に委託) ※仲介者の場合は、譲り渡し側における開示資料の整理・作成のサポートや DD の実施スケジュールの調整・管理といった直接的に DD の調査内容の検討や調査を踏まえた評価・判断に影響しない範囲での支援に限る。

最終契約の交渉・締結	○交渉にあたっての論点の洗い出し・整理、条件面の交渉・調整の支援、M&Aのスキームの提案 ○譲り渡し側の経営者保証扱いについての調整 ○最終契約の内容についての助言、最終契約に想定した条件が漏れなく盛り込まれているか等の確認（※ただし、最終的には譲り渡し側・譲り受け側双方が弁護士等への確認を依頼することを推奨） ○最終契約締結前に行うリスク事項についての説明
クロージング	○譲渡対価の入金の確認、必要となる株式譲渡に係る手続、登記手続その他最終契約に定めた事項の実行支援（※ただし、登記手続については司法書士等の士業等専門家に委託）
クロージング後	○（必要に応じて）クロージング状況の確認についての事務的連絡等
その他業務（プロセス共通の業務含む。）	○プロセス全体にわたるM&A検討の上での必要な情報提供や助言、依頼者からの質疑への対応 ○プロセスのスケジュールリング・進捗管理 ○譲り渡し側・譲り受け側間の事務的な連絡も含めた調整 ○譲り渡し側・譲り受け側が行う会議・契約調印・決済への立会い

当社（乙）が貴社又はあなた（甲）に対し、提供しない業務は、以下のとおりです。

- ・ 仲介の場合、乙（仲介者）は、バリュエーション（企業価値評価・事業価値評価）、デュー・ディリジェンス（DD）といった、M&A取引の一方当事者の意向を踏まえた内容となりやすい工程に係る結論を決定することはできません。必要な場合には、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士等の専門家の意見を求めてください。

※なお、仲介業務については、中小M&Aガイドラインにおいて、M&A取引の一方当事者の意向を踏まえた内容となりやすい以下の工程について、以下の措置を講ずることとされています。

- ・ バリュエーション（企業価値評価・事業価値算定）
仲介者は、確定的なバリュエーションは実施すべきでない。
- ・ デュー・ディリジェンス
仲介者は、デュー・ディリジェンスを自ら実施せず、デュー・ディリジェンス報告書の内容に係る結論を決定すべきでない。依頼者に対し、必要に応じて士業等専門家等の意見を求めるよう伝える必要がある。

(3) 担当者の保有資格、経験年数・成約実績

保有資格: 例えば、公認会計士、税理士、中小企業診断士、弁護士、行政書士、司法書士、社会保険労務士、その他会計に関する検定(簿記検定、ビジネス会計検定等)等
経験年数: M&Aアドバイザーとしての経験年数が○年○か月

(4) 依頼者が仲介者/FA に対して支払う手数料並びにその支払の条件、時期及び方法

【契約内容となっている箇所(□)に✓が入っています。】

着手金 □あり □なし	金額/ 算定方法	☐ 定額 円(内訳: 税抜価格 円、消費税額等 円) ☐ 算定方法 (詳細を記載)
	支払条件	
	支払時期	
	支払方法	
	返還※	
月額報酬 □あり □なし	金額/ 算定方法	☐ 定額 円(内訳: 税抜価格 円、消費税額等 円) ☐ 算定方法 (詳細を記載)
	支払条件	
	支払時期	
	支払方法	
	返還※	
中間金 □あり □なし	金額/ 算定方法	☐ 定額 円(内訳: 税抜価格 円、消費税額等 円) ☐ 算定方法 (詳細を記載)
	支払条件	
	支払時期	
	支払方法	
	返還※	
成功報酬 □あり □なし	金額/ 算定方法	☐ 定額 円(内訳: 税抜価格 円、消費税額等 円) ☐ レーマン方式 (報酬率)

		報酬基準額 ○円以下 ○% ○円超～○円以下 ○% : ○円超 ○% (報酬基準額) ☐ 株式価額 ☐ オーナー受取額(株式価額+役員借入金) ☐ 企業価値(株式価額+ネット有利子負債(有利子負債 - 現預金等)) ☐ 移動総資産(株式価額+有利子負債 + その他の負債) ☐ その他(詳細:) ☐ その他方式
	支払条件	
	支払時期	
	支払方法	
最低 手数料 ☐ あり ☐ なし	金額	

※M&Aが成立しなかった場合であっても、支払った着手金・月額報酬・中間金が返還されないことが合意される場合があります、それを記載するものです。

※本ガイドラインにおいて、成功報酬に関して、最低手数料を設定している場合や既に支払いを受けた手数料を控除して成功報酬を算定する場合は、その旨の説明が求められます。

(5) (仲介業務を行う場合) 相手方の手数料について【該当する箇所(□)に✓が入っています。】

・相手方の手数料の額は自社の利益に影響する可能性があります(※詳細は、中小M&Aガイドライン第1章V4(1)②「(仲介契約の場合)相手方の手数料に関する事項について」をご参照ください。)。このため相手方の手数料の額についても意識する必要があります。

・特に仲介者の場合には、双方の依頼者に対する中立・公平な支援の提供が求められるところ、双方の依頼者から受領する手数料の額は、その中立・公平な支援を確認する上での重要な要素です(※)。

※特に典型的に問題となる場合としては、例えば、譲り受け側が仲介者に当初想定していた手数料に追加して手数料を支払う代わりに、仲介者が譲渡額を不当に低額に誘導する又は依頼者の意向に反する形で優先的にマッチングを実施するという行為があげられます。この場合、譲り受け側は追加の手数料を支払ってまで譲り渡し側とのM&Aを実現したいという意向がある以上、当該追加の手数料は仲介者に支払われる手数料ではなく、譲り渡し側に支払われる譲渡額に含まれる可能性があるものであると考えられます。なお、中立・公平な支援を行う仲介者が、追加の手数料を対価として譲り渡し側の利益に反する形で譲り受け側に便宜を図る行為は利益相反にあたり、本ガイドライン上、仲介者の禁止行為としております。

着手金 ☐ あり ☐ なし	金額/ 算定方法	☐ 定額 円(内訳:税抜価格 円、消費税額等 円) ☐ 算定方法 (詳細を記載)
	支払条件	
	支払時期	
	支払方法	
月額報酬 ☐ あり ☐ なし	金額/ 算定方法	☐ 定額 円(内訳:税抜価格 円、消費税額等 円) ☐ 算定方法 (詳細を記載)
	支払条件	
	支払時期	
	支払方法	
中間金 ☐ あり ☐ なし	金額/ 算定方法	☐ 定額 円(内訳:税抜価格 円、消費税額等 円) ☐ 算定方法 (詳細を記載)
	支払条件	
	支払時期	
	支払方法	

(7) 秘密保持に関する事項

☐あり(以下の枠内記載のとおり) / ☐なし

(8) 専任条項に関する事項

☐あり(以下の枠内記載のとおり) / ☐なし

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、専任条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

- ・ その対象範囲を可能な限り限定すべきである。例えば、依頼者が意見を求めたい部分を明確にした上、これを妨げるべき合理的な理由がない場合には、M&A専門業者は当該依頼者に対し、他の支援機関に対してセカンド・オピニオンを求めることを許容すべきである。
- ・ 仲介契約・FA契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めるべきである。加えて、例えば、依頼者が任意の時点で仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等も設けることが望ましい。

(9) 直接交渉の制限に関する事項

☐あり(以下の枠内記載のとおり) / ☐なし

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、直接交渉の制限に関する事項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

- ・ 直接交渉の制限をする対象となる候補先については、「依頼者が自ら候補先を発見しないこと」及び「自ら発見した候補先と直接交渉しないこと(依頼者が発見した候補先とのM&A成立に向けた支援をM&A専門業者に依頼する場合を想定)」を明示的に了解している場合を除き、あくまで仲介者・FAが関与・接触し、紹介した候補先のみに限定すべきである。
- ・ 交渉の目的を依頼者と相手方との間のM&A取引に関するものに限定すべきである。
- ・ 直接交渉の制限に関する条項の有効期間は、仲介契約・FA契約が終了するまでと限定すべきである。

(10) テール条項

☐あり(以下の枠内記載のとおり) / ☐なし

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、テール条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

- ・ テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とすることが望ましい。
- ・ テール条項の対象は、あくまで当該仲介者・FAが関与・接触し、譲り渡し側に対して紹

介した譲り受け側のみに限定すべきである。

(11) 契約期間及び契約の更新(期間の延長)に関する事項

契約期間	(始期)令和 年 月 日から (終期)令和 年 月 日まで	年間
更新		

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、専任条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

- ・ 仲介契約・FA契約の契約期間を最長でも6か月～1年以内を目安として定めるべきである。

(12) 契約の解除(解約を含む)に関する事項

☐あり(以下の枠内記載のとおり) / ☐なし

--

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、専任条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

- ・ 依頼者が任意の時点で仲介契約・FA契約を中途解約できることを明記する条項等も設けることが望ましい。

(13) 責任(免責)に関する事項

☐あり(以下の枠内記載のとおり) / ☐なし

--

※なお、仲介者・FAの依頼者に対する損賠賠償責任を修正する旨の条項を依頼者に対して説明することと、当該条項の法的な効力の有無とは別の問題であり、説明したからといって法的な効力が認められる関係にはありません。

(14) 契約終了後も効力が存続する条項及びその有効期間

☐あり(以下の枠内記載のとおり) / ☐なし

--

※なお、中小M&Aガイドラインにおいて、直接交渉の制限に関する事項やテール条項を定める場合の留意点として、以下の点が指摘されています。

- ・ 直接交渉の制限に関する条項の有効期間は、仲介契約・FA契約が終了するまでと限定すべきである。
- ・ テール期間は最長でも2年～3年以内を目安とすることが望ましい。

(15) (仲介業務を行う場合) 利益相反のおそれがあると想定される事項

貴社又はあなた(甲)と M&A の相手方(以下「両当事者」といいます。)との間において利益相反のおそれがあるものと現段階ですでに想定される事項は次のとおりです。 ・一般に、譲り渡し側にとっては譲り渡す事業や会社の株式の譲渡対価はできるだけ高いほうが望ましい一方、譲り受け側はできるだけ安いほうが望ましく、両当事者間の利益が相反するおそれがあります。 ・ ● ●
--

(16) (譲り渡し側への説明の場合) 譲り受け側に対して実施する調査の概要

当社(乙)が譲り受け側に対して実施する調査の概要は下記のとおりです。

調査項目	調査の概要
調査の実施主体	仲介者・FA の担当者・内部審査部門又は仲介者・FA の関連会社
財務状況に関する調査	
調査方法	譲り受け側の財務諸表の確認
調査内容	債務超過・赤字でないか、現預金の額等、M&A を実施できる財務状況にあるか調査する。
コンプライアンスに関する調査	
調査対象	当該譲り受け側、譲り受け側経営者の他、役員、主要株主、関連会社
調査方法	Web 上における不芳情報検索、社内の DB、(3)の業界内での情報共有の仕組みの確認、その他外部の DB・調査会社を活用した調査
調査内容	反社会的勢力への該当性や M&A に関するトラブルの有無等について調査する。
事業実態に関する調査	
調査方法	商業登記簿の確認、web 地図閲覧による確認、事業所の訪問
調査内容	事業実態があるか、依頼者が代表者又は役員として登記されているか(M & A についての契約締結権限を有する者であるか)等について調査する。
最終契約の実行可能性の調査	
調査方法	財務諸表や預金通帳、融資証明書等の確認
調査内容	最終契約に記載する条件(譲渡対価の支払等)に関し、預貯金の額や借入を予定している場合には金融機関との調整状況の確認により最終契約を実行できる状況にあるかを調査する。
その他調査	
調査方法	譲り受け側へのヒアリング、過去の依頼者である譲り渡し側からの譲り受け側に係るクレームの有無や(3)の業界内での情報共有の仕組みにおける譲り受け側に係る情報の有無の確認

調査内容	M&A に取り組む背景、過去に実施した M&A について、譲り渡し側との間でトラブルに発展していないか(例えば最終契約の不履行等)等について調査する。
------	---

(17)(譲り渡し側への説明の場合)業界内での情報共有の仕組みへの参加有無

☐あり(以下の枠内記載の仕組みに参加)／ ☐なし

--

以上

最終契約におけるリスク事項についての説明

令和 年 月 日

殿(甲)

最終契約(株式譲渡契約書/事業譲渡契約書)におけるリスク事項について、中小M&Aガイドラインに基づき、次のとおり説明します。

※次頁以降のリスク事項はあくまで代表的なものであり、M&A支援機関においては、依頼者との関係で負う善管注意義務の履行の観点から、その他のリスクについても必要に応じて依頼者に説明を実施いただくことが望まれます。

(乙)

商号又は名称：

代 表 者：

住 所：

連 絡 先

(1) 経営者保証の扱いについて【譲り渡し側向け】

譲り渡し側の経営者保証については、M&Aにおいて、M&A支援機関や譲り受け側と十分に調整の上、その扱いを慎重に検討する必要があります。もし、その解除又は移行に不安がある場合、弁護士等の士業専門家等への相談や保証の提供先である金融機関等へのM&A実行前の相談も選択肢です(ただし、前相談後も経営者保証の扱いが確定的とならない可能性もあること、M&A成立前に事前相談先の金融機関等に情報が提供されることとなる点についてはご留意の上、ご検討ください。)

最終契約において、経営者保証の円滑な解除又は移行の上で下記のリスクがあります。

【該当するリスク事項(□)に✓が入っています。】

- ☐ クロージング後に譲り渡し側の経営者保証を譲り受け側により解除又は移行することが、譲り受け側の義務として位置づけられていない又は努力義務にとどまっています。
- ☐ クロージング後に譲り渡し側の経営者保証の解除又は移行がなされない場合を想定した条項(例えば、契約解除条項や補償条項等)がありません。
- ☐ 乙が確認した範囲において、過去、譲り受け側は、自らが誠実な対応を行わなかったため又は信用力が不足していたために M&A に際する譲り渡し側の経営者保証の解除又は移行の上でトラブルになった例があります。

(2) デュー・ディリジェンス(DD)の非実施【譲り渡し側・譲り受け側向け】

デュー・ディリジェンス(DD)により、客観的資料に基づいた検討を行うことができ、そもそもM&Aを実行すべきか検討し、M&Aを実行する場合には最終契約において定める譲渡額、条件、表明保証条項等の調整を行うことでM&A成立後のトラブルを防止できます。

デュー・ディリジェンス(DD)が十分になされない場合には、最終契約において譲り渡し側が負う各種義務(表明保証の範囲や補償額・補償期間等)の負担の増加に繋がりが点に留意が必要です。さらに、M&A成立後の成長を実現する上で重要となるPMIに資する有益な情報の取得することもできます。

このため、デュー・ディリジェンス(DD)は、譲り渡し側・譲り受け側双方にとって重要なプロセスであり、予算等の制約がある場合であっても、検討対象を絞るなどの工夫をして、実施する調査の内容を検討することが望まれます。

デュー・ディリジェンス(DD)に係る下記のリスクがあります。

【該当するリスク事項(□)に✓が入っています。】

- ☐ デュー・ディリジェンス(DD)の非実施又は譲り渡し側へのヒアリングのみによる実施を経て、最終契約を締結することとなります。

(3) 表明保証の内容【譲り渡し側向け】

表明保証の内容は、デュー・ディリジェンス(DD)の実施結果を踏まえつつ、問題点が顕在化する可能性や顕在化した場合の影響の大きさを検討し、これらが譲渡対価に織り込まれているかなどを勘案しながら、譲り受け側・譲り渡し側双方が認識を擦り合わせる必要があります。また、譲り渡し側は自社の潜在的リスクを把握する観点から、デュー・ディリジェンス(DD)の結果、譲り受け側がどのような問題点を認識しているために当該表明保証の設定を求めているかについて確認を求め、その妥当性などを議論することが望まれます。このような工程を経ることなく、定型的に無期限、無制限の表明保証条項や適用場面が判然としない表明保証条項の設定することは慎重な検討が必要です。

最終契約における表明保証について、下記のリスクがあります。

【該当するリスク事項(□)に✓が入っています。】

- ☐ 表明保証の期間の設定がありません。
- ☐ 表明保証の責任上限の設定がありません。
- ☐ 表明保証の適用場面が判然としない規定があります。

(4) クローリング後の支払・手続き【譲り渡し側・譲り受け側向け】

最終契約に基づく支払や手続きはクローリング時に実行することが基本であるものの、支払や手続きがクローリングと異なるタイミングとすることあります。この場合、決済の遅滞や最終契約の内容についての解釈の相違等により当事者間で争いに発展するリスクがあります。このため、譲り渡し側・譲り受け側が丁寧に交渉の上、最終契約において支払や手続きをクローリング後とすべきか、慎重に検討する必要があります。

最終契約において、下記のクローリング後の支払・手続きについて定めるものがあります。

【該当するリスク事項(□)に✓が入っています。】

- ☐ 譲渡対価をクローリング後に分割払いとする内容があります。
- ☐ 譲り渡し側経営者等に対する退職金をクローリング後の支払いとする内容があります。
- ☐ 株式をクローリング後に段階的に取得することとする内容があります。

(5)最終契約後の状況に応じた支払いの変動【譲り渡し側・譲り受け側向け】

譲渡額は最終契約において確定していくこととなりますが、最終契約後に譲渡額を調整・修正する条項が設けられることがあります。この場合、調整・修正が発生する条件や調整・修正の方法等について解釈の相違等により当事者間で争いに発展するリスクがあります。このため、譲り渡し側・譲り受け側が丁寧に交渉の上、譲渡額を調整・修正する条項を設けるべきか、慎重に検討する必要があります。

最終契約において、下記の最終契約後の状況に応じた支払いの変動に係る条項が設けられています。

【該当するリスク事項(□)に✓が入っています。】

- ☐ アーンアウト条項(クロージング後の一定期間(3年以内が多い)における特定の時点において、対象企業の売上や利益等の財務目標や売上個数や入居率等の非財務目標を設定し、目標が達成された場合に、譲り受け側から譲り渡し側に追加で対価を支払うことを定める条項)が設けられています。
- ☐ 株価調整条項(最終契約からクロージングまでに譲り渡し側の企業価値が変動した場合に、クロージング時に当該変動を踏まえた譲渡額の調整を行うことを定める条項)が設けられています。
- ☐ 支払金の返還に関する条項(過去の投資に基づく損失や過年度決算の修正が発生した場合等に、既に支払った譲渡対価について、譲り渡し側から譲り受け側に対して払い戻すことを定める条項)が設けられています。

(6)譲り渡し側の資産・貸付金の最終契約後整理【譲り渡し側・譲り受け側向け】

譲り渡し側の会社の財産と経営者個人の財産が明確に分離されていない場合には、M&Aの成立にあたり当該財産を整理することが求められます。これらの整理を最終契約後に実施する場合、最終契約の段階で合意した条件に大きく変更が生じ、当事者間で争いに発展するリスクがあります。このため、可能な限り、最終契約前に当該整理を行うことが望まれます。その上で、最終契約後に整理する部分が残る場合であっても、最終契約前に確実に対象となる資産を特定の上、最終契約において各資産の移転方法・譲渡額を具体的に明記することが重要です。

譲り渡し側の資産・貸付金の整理に係る下記のリスクがあります。

【該当するリスク事項(□)に✓が入っています。】

- ☐ 譲り渡し側の資産の整理が最終契約前になされておらず、最終契約において当該資産の移転方法・譲渡額が具体的に明記されていません。

(7)最終契約からクロージングまでの期間について

最終契約からクロージングまでの期間については、最終契約上でクロージングの前提条件として条件が規定されることもあることから、当該条件を履行するのに必要な期間としてインターバルが設けられる場合があります。ただし、仮に2ヶ月以上等の一定期間が設けられる場合、当事者の業績の変化やデュー・ディリジェンス(DD)で把握した内容からの変化等によって最終契約の修正が必要となるリスクや最終契約の不履行が生じるリスクがあります。このため、最終契約からクロージングまでの期間を慎重に検討することが必要です。

最終契約からクロージングまでの期間に係る下記のリスクがあります。

【該当するリスク事項(□)に✓が入っています。】

☐ 最終契約からクロージングまでの期間が2ヶ月以上設けられています。

以上